

佐賀県建設工事総合評価落札方式

事務処理の手引き

本手引きは、佐賀県が総合評価落札方式により実施する建設工事について、実施要領等の関係基準と併せ、事務処理方法を示すことにより、入札事務が円滑に行われることを目的として作成したものです。なお、施行状況を踏まえて随時見直しを行うことがあります。実際の入札参加にあたっては、この手引きと相違がある場合、入札案件公告を優先してください。

令和4年4月



佐 賀 県

目 次

目 次.....	- 1 -
1. 総合評価落札方式の意義	- 3 -
2. 総合評価落札方式の対象工事.....	- 3 -
3. 総合評価の方法.....	- 7 -
4. 入札方式等の選定.....	- 7 -
5. 学識経験者からの意見聴取.....	- 8 -
6. 総合評価方式の基本的な流れ.....	- 8 -
7. 入札結果等の公表.....	- 14 -
8. 評価内容の確保.....	- 16 -
8-1 履行の確認.....	- 16 -
8-2 ペナルティー	- 16 -
8-3 配置予定技術者の変更.....	- 16 -
9. 総合評価方式の評価項目及び評価基準.....	- 19 -
9-1 土木一式工事	- 20 -
9-2 建築一式工事	- 35 -
9-3 舗装工事.....	- 52 -
9-4 法面工事.....	- 55 -
9-5 地すべり工事	- 58 -
9-6 造園工事.....	- 60 -
9-7 PC橋工事.....	- 60 -
9-8 鋼橋工事.....	- 69 -
9-9 港湾土木工事（水上施工）	- 77 -
9-10 橋梁補修工事（コンクリート橋、鋼橋）	- 85 -
9-11 電気通信工事	- 93 -
10. 総合評価落札方式の評価及び提出資料作成の留意点について	- 101 -
10-1 【提出資料における留意点について】	- 101 -
●提出資料について	- 101 -
●重複発注時の提出資料について.....	- 102 -

●その他	- 102 -
10-2 【企業の施工能力】	- 103 -
●同種工事の施工実績.....	- 103 -
●工事成績（企業）	- 104 -
●手持ち工事（※自己採点型 C、D、舗装 B、造園のみ適用）	- 105 -
●地域貢献度.....	- 106 -
●優良施工工事.....	- 111 -
●専門性	- 112 -
10-3 【配置予定技術者の能力】	- 112 -
●同種工事の施工経験.....	- 112 -
●工事成績（技術者）	- 113 -
●近隣地域内工事の施工経験	- 114 -
●配置予定技術者の資格.....	- 116 -
●継続教育の状況	- 116 -
10-4 【技術提案、簡易な施工計画】	- 117 -
●技術提案（標準型）	- 117 -
●簡易な施工計画（簡易型、簡易型B、技術提案チャレンジ型、簡易型C）	- 117 -
10-5 【評価に係る留意点について】	- 118 -
●同種工事の設定	- 118 -
●同一工種の設定	- 118 -
●技術提案等の留意点について	- 121 -
●自己採点型の留意点について	- 122 -
11. 提出資料様式類.....	- 123 -
12. 自己採点表の提出について.....	- 159 -
【自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園）】	- 161 -
13. 公告例.....	

○主な総合評価落札方式の評価項目及び加算点

評価形式 評価項目	標準型		簡易型			技術提案 チャレンジ 型	特別簡易型				自己採点型							
	土木一式 建築一式 港湾土木 (水上施工)	PC橋 鋼橋 橋梁補修 電気通信	簡易型 土木一式 建築一式 港湾土木 (水上施工)	B 土木一式 建築一式 港湾土木 (水上施工)	C 土木一式		B 建築一式	港湾土木 (水上施工)	鋼橋 電気通信	PC橋 橋梁補修 建築一式 港湾土木 (水上施工)	B	C	D	舗装 法面 地すべり	舗装B	堤防	建築物に係 る設備工事	建築一式
企業評価																		
施工実績(同種工事)	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
工事成績(同一工種の平均点)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域貢献度	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			(防災協定)	(工事拠点)														
優良施工工事	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
手持ち工事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			(手持ち工事件数)	(手持ち工事量比率)														
専門性(施工機械の保有状況)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術者評価																		
施工経験(同種工事)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資格等	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続教育(CPD等)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣地域内の施工経験(同一工種)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事成績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術提案評価																		
技術提案 (舗装・土工計画)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加算点	30	30	20	20	17	8	14	14	15	12	3	14	4	3	12	12	12	

(参考) 各型式の使い分け

各型式の使い分けについては、原則として個別工事ごとに判断することになるが、参考までに、設計価格による使い分けの目安を以下に示す。

総合評価落札方式対象工事

等級等 土木一式	設計価格(税込) (円)	土木一式	土木一式(特殊工事) [PC橋上部工、拱渡土木(水上施工)]	専門工事				建築一式	等級等 建築一式									
				舗装	法面、地すべり	造園	その他			建築物に係る設備工事								
JV	5億円以上 5億円	標準型 30点 ※1 (高度技術提案型もあり)	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	標準型 30点 ※1	JV									
										3億円	簡易型 20点 ※1 簡易型B 17点	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型B 17点 ※2 特別簡易型B 13点 自己採点型 12点		
	2億5千万円	簡易型 20点 ※1 簡易型B 17点	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型B 17点 ※2 特別簡易型B 13点 自己採点型 12点											
								1億5千万円	簡易型 20点 ※1 簡易型B 17点	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型 20点 ※1	簡易型B 17点 ※2 特別簡易型B 13点 自己採点型 12点				
特 A級	1億円	簡易型B 17点 ※2 自己採点型B 12点 技術提案予選型 8点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 (舗装、法面、地すべり) 14点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点	A級										
	7.0千万円	簡易型C 16点 ※2 自己採点型C 12点	特別簡易型 14~15点						自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点								
	6.0千万円	簡易型C 16点 ※2 自己採点型C 12点									特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点					
	5.0千万円	簡易型C 16点 ※2 自己採点型C 12点												特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点		
B級	3.0千万円	自己採点型D 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点	B級										
	2.5千万円	自己採点型D 3点							特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点					
	2.0千万円	自己採点型D 3点												特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点
	1.8千万円	自己採点型D 3点																
1.5千万円	自己採点型D 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点	C級											
1.2千万円	自己採点型D 3点							特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点						
1.0千万円	自己採点型D 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	特別簡易型 14~15点	自己採点型 造園 3点	自己採点型 12点												
0円	自己採点型D 3点						特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点	特別簡易型 14~15点					

※1: 技術的な工夫の余地が少ない場合、簡易型B、特別簡易型、特別簡易型B、自己採点型に移行する。

※2: 技術的な工夫の余地が少ない場合、簡易型B・Cは特別簡易型、特別簡易型B、自己採点型B・Cに移行する。

3. 総合評価の方法

総合評価方式による落札者は、以下の①～③すべてを満たす有効な入札を行った者について、次の除算方式で求められる評価値の最も高い者とする。ただし、その評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないものとする。

また、自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園、建築物に係る設備工事、建築一式工事）については、提出された自己採点表の加算点に基礎点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下、「仮の評価値」）の1位の者を落札候補者とし、入札の保留を行い、提出された自己採点表と技術資料を確認審査した後、評価値を確定し落札者を決定する。

なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。ただし、評価値は小数点以下13桁目を切り捨てた値とする。

- ① 入札書が無効でない者
- ② 予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く）
- ③ 技術提案（簡易な施工計画）の審査で欠格でない者

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点} (+ \text{施工体制評価点})}{\text{入札価格}}$$

基礎点：入札参加資格を確認できた者について100点の基礎点を与える。

加算点：入札参加者から提出された資料を落札者決定基準に基づき評価した加算点を与える。

施工体制評価点：施工体制確認型総合評価落札方式に適用し、設計図書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さについて審査する。評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目ごとに各15点を配点し満点は30点とする。

加算点、落札者決定基準及び得点配分は対象工事ごとに定めるものとする。

4. 入札方式等の選定

本県では、見積合せによる随意契約を行う場合を除き、原則すべての工事で条件付一般競争入札を導入している。

本県での条件付一般競争入札は、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札を行う「事前審査型」と、入札後において予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示した者について競争参加資格審査を行う「事後審査型」がある。

総合評価落札方式にあっては、競争入札参加資格審査及び技術評価資料審査を入札前に行う「事前審査型」により実施している。（ただし、簡易型C（土木一式工事A級）、自己採点型B（土木一式工事特A級）と自己採点型C（土木一式工事A級）、自己採点型D（土木一式工事B級）及び自己採点型（舗装、舗装B、法面、地すべり、造園、建築物に係る設備工事、建築一式工事）については、競争入札参加資格審査を事後に行う「事後審査型」で実施する。）

5. 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価落札方式により実施するときは、対象工事ごとに、あらかじめ次に掲げる事項（1）、（2）について学識経験者2名以上の委員で構成する総合評価技術委員会の意見を聞かなければならないと定められている。併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴き、必要があるとの意見が述べられた場合には（3）についても意見を聴かなければならないと定められている。

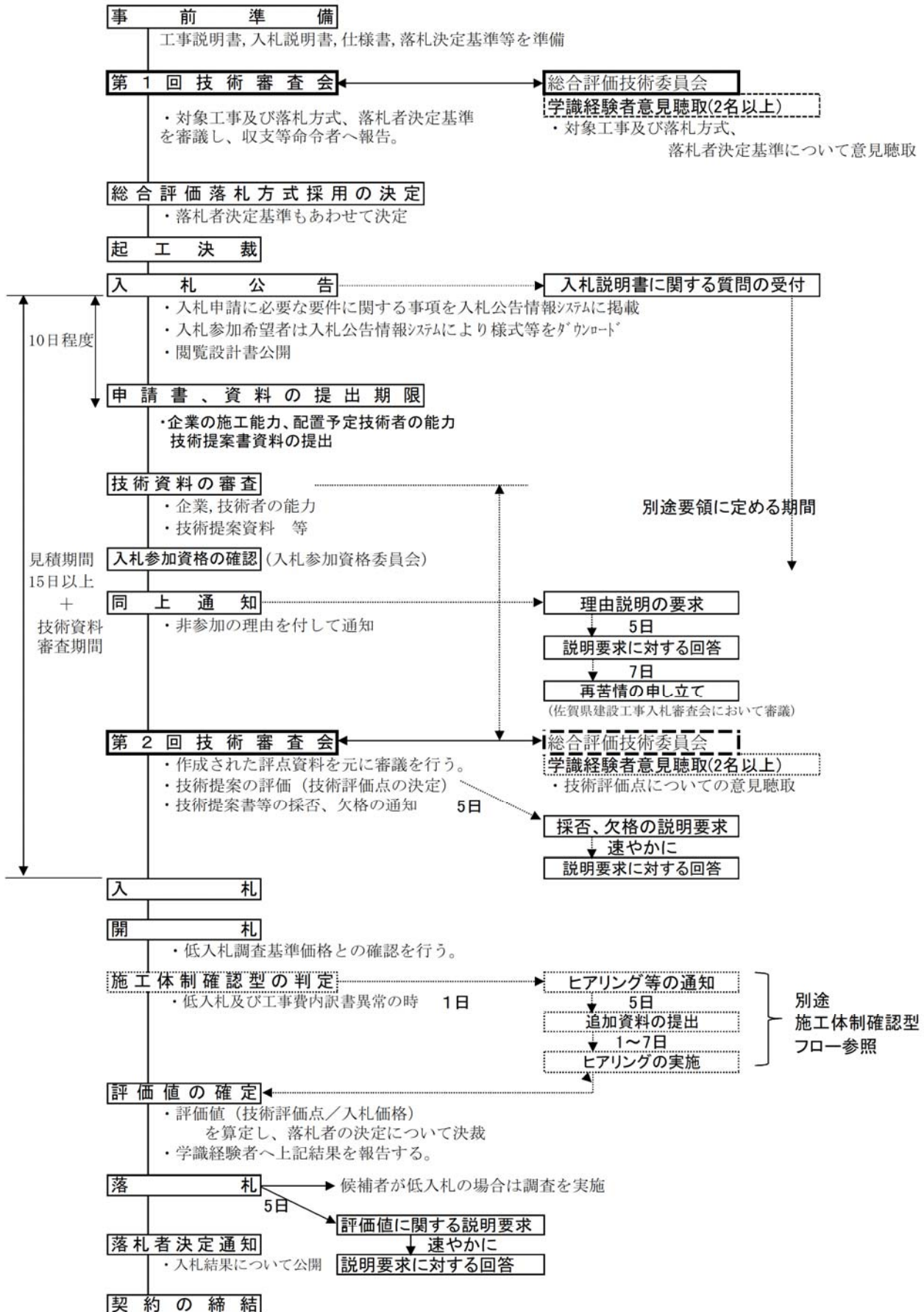
- （1）総合評価落札方式の対象工事
- （2）落札者決定基準を定めようとするとき
- （3）落札者を決定しようとするとき

学識経験者の意見聴取は、佐賀県総合評価技術委員会（事務局：入札・検査センター）により行うものとする。

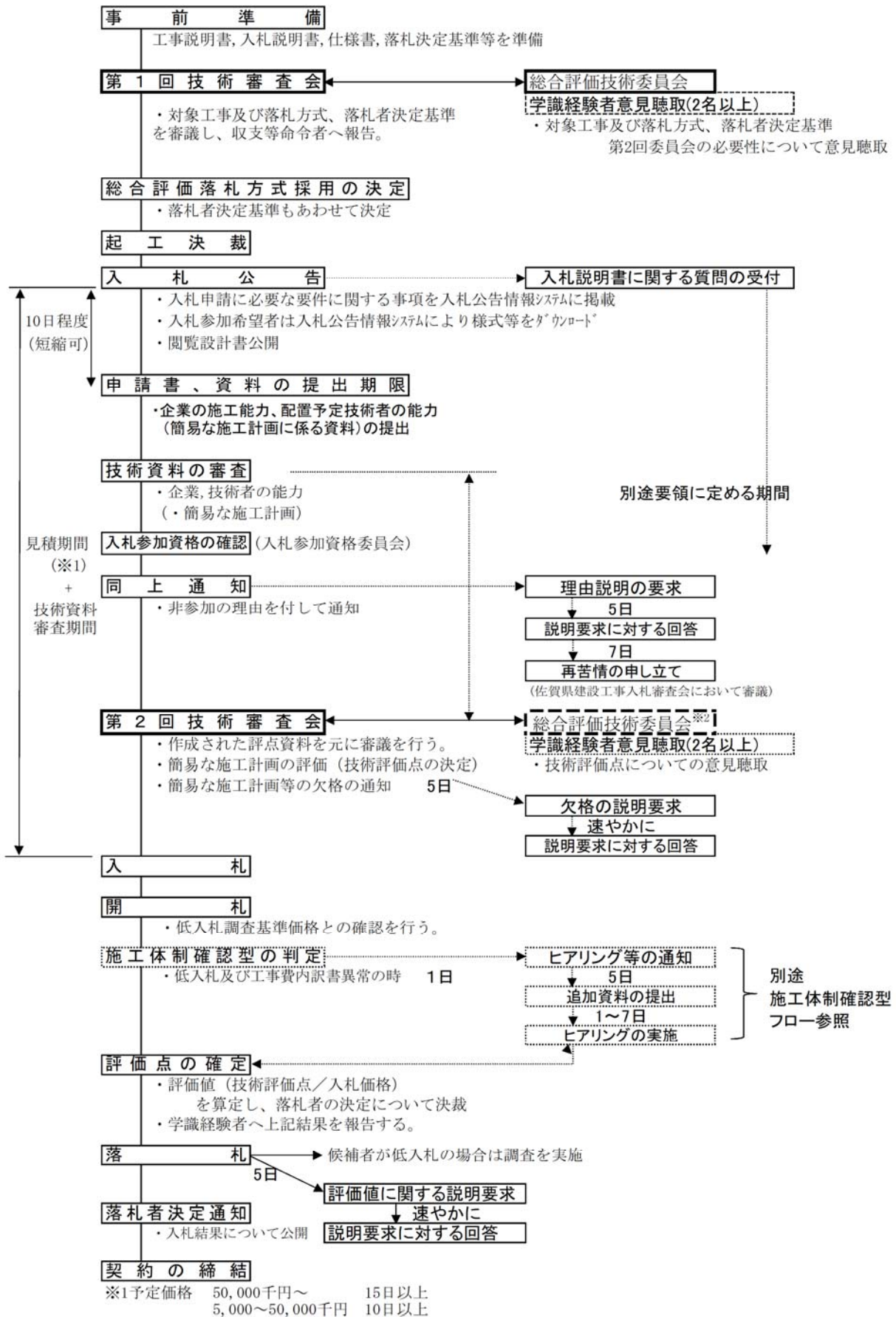
6. 総合評価方式の基本的な流れ

総合評価方式における基本的な実施手順については、次のフローのとおりである。

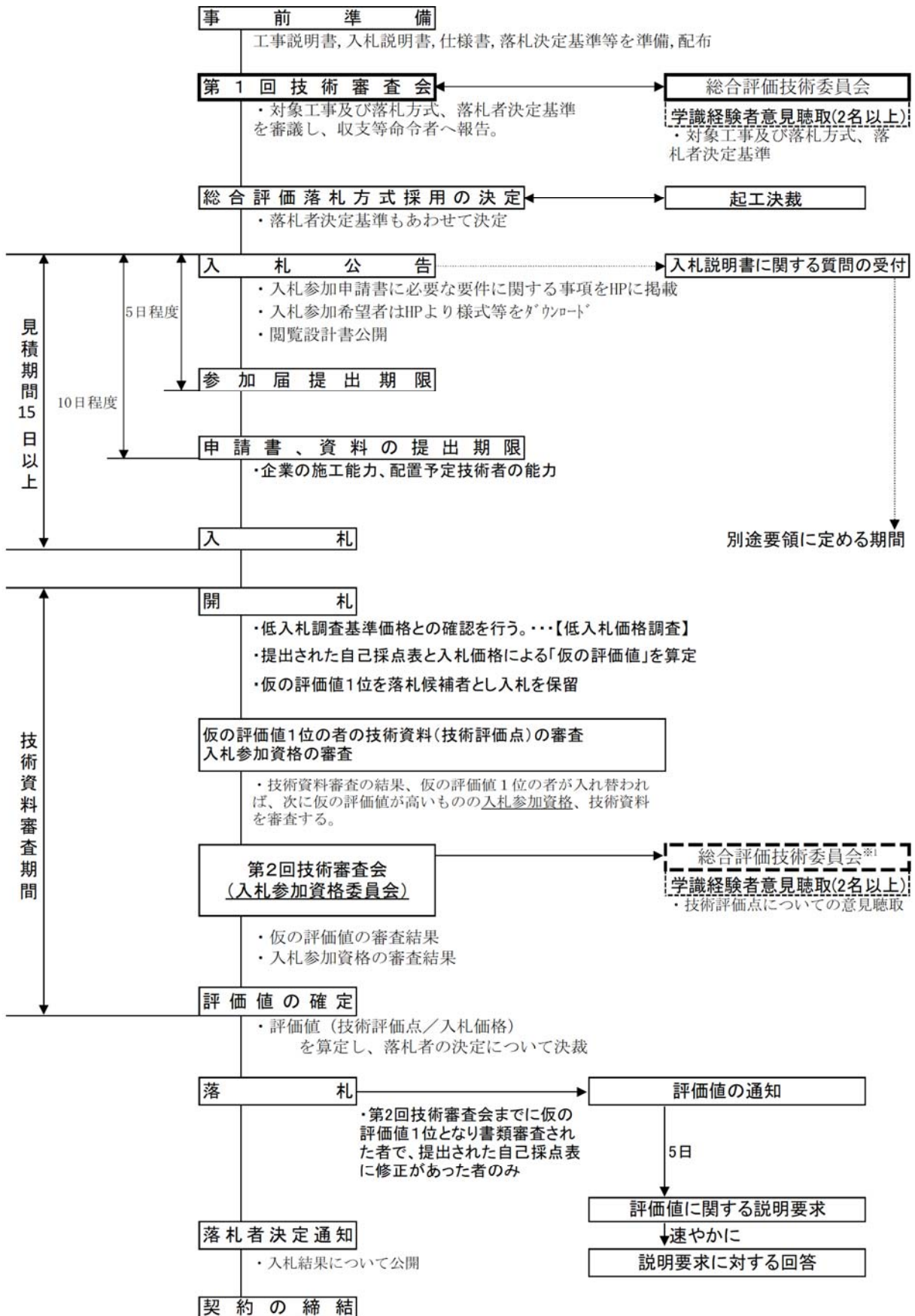
総合評価（標準型）方式の実施手順フロー



総合評価（簡易型、技術提案チャレンジ型）方式の実施手続フロー

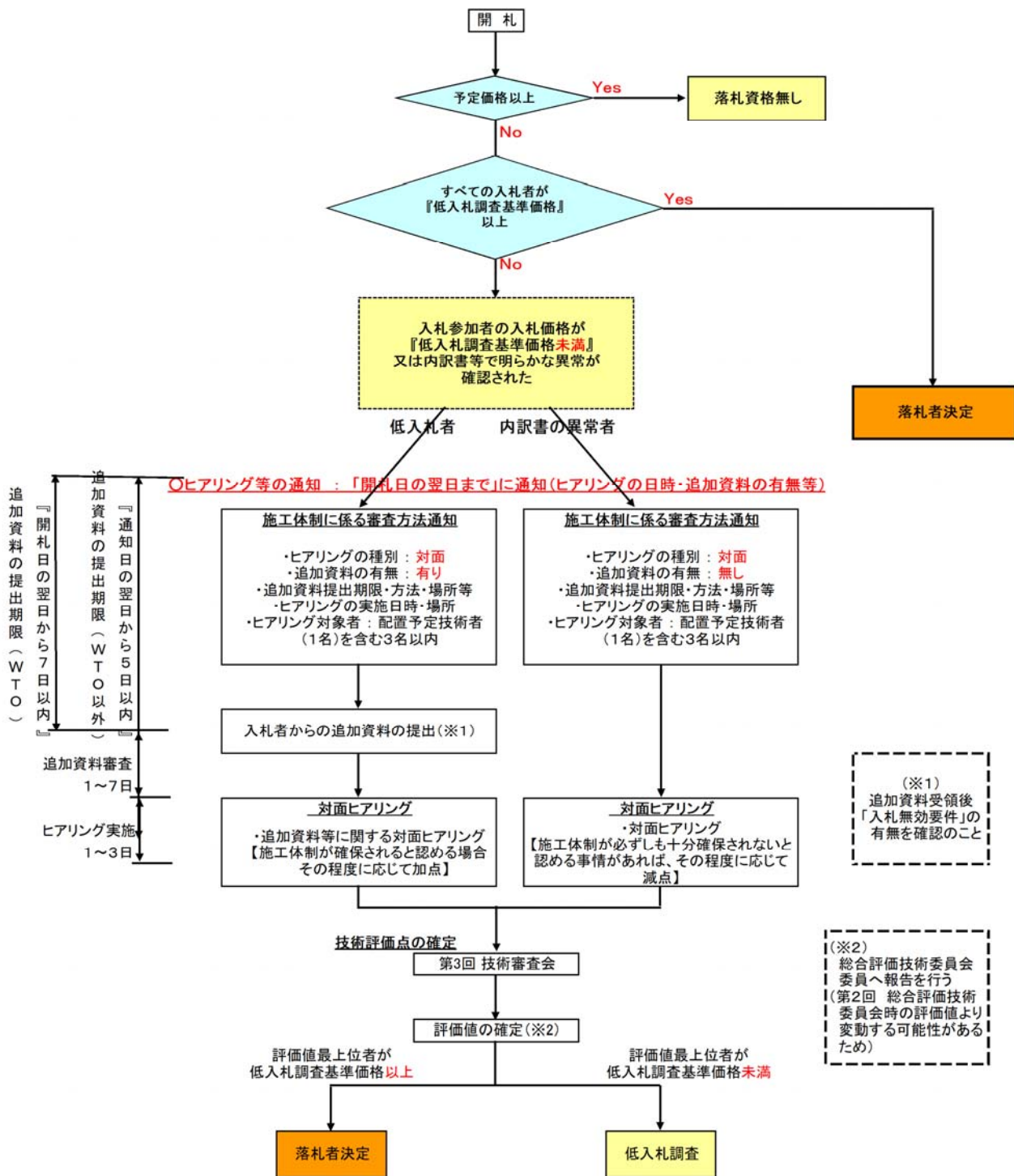


総合評価（自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園、建築物に係る設備工事、建築一式工事））方式の実施手続きフロー



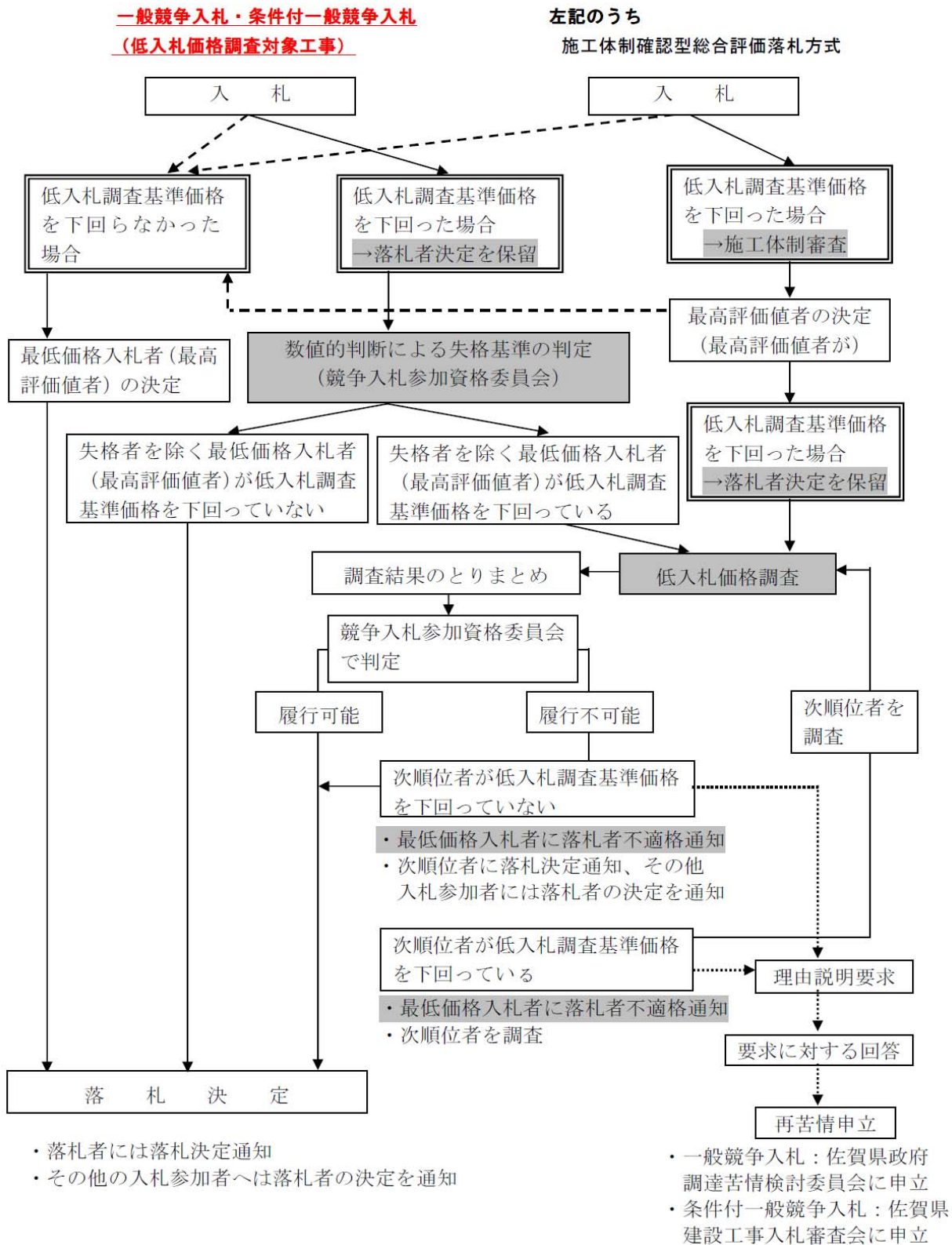
※1 第2回委員会は案件内容により委員が必要を認めなかった場合、省略することができる

総合評価落札方式 施工体制確認型フロー



別添（参考）

佐賀県建設工事低入札価格調査制度の手続き（フロー図）



※低入札価格調査制度については、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）の仕事と産業→建設工事関連入札→公共工事（入札契約制度）→佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に掲載しているので確認のこと。

自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園、建築物に係る設備工事、建築一式工事）については、評価結果の公表を行わないが、評価値が確定するまでの仮の評価値で落札候補者となった者のうち、提出された自己採点表に修正があった者へは、様式第2号-2（自己採点の修正通知書）による通知を行う。

様式第2号-2

※ 本通知を受領された際は、お手数ですが、下記担当までメール、FAX又は電話により受領確認の連絡をお願いします。

入検セ第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

自己採点の修正通知書

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

佐賀県〇〇〇〇部
入札・検査センター長 〇〇〇〇

貴社から提出されました自己採点について審査を行った結果、下記のとおり修正しましたので通知します。

工事名： 〇〇〇〇第〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇）

記

（単位：点）

評価項目	貴社の自己採点	審査結果
企業の施工能力	〇〇	△△
配置予定技術者の能力	〇〇	△△
配点合計	〇〇	△△

理由：〇〇の項目において、〇〇〇であったため。

担当 資格審査担当
電話 0952-25-7472
FAX 0952-25-7479
Eメール nyusatsu-shinsa@pref.saga.lg.jp

8. 評価内容の確保

総合評価方式は、技術提案等が履行されることを前提として落札者を決定するため、受注者が提出した技術提案等の内容については、原則として全て履行するものとする。しかし、発注者の判断により履行することが好ましくない技術提案等の内容や事業着手後にやむを得ず実施できないと発注者、受注者双方で判断したものについてはこの限りではない。

8-1 履行の確認

総合評価落札方式において提出された技術提案等の履行を確認するため、受注者は、第1回目の打ち合わせ時に「技術提案計画書」（様式任意）を作成のうえ、技術提案等の内容を発注者と確認し、具体的な方法、確認の方法及び時期を施工計画書に記載し、発注者の確認を受ける。なお、「標準型」の総合評価落札方式においては、技術提案等の内容を契約書等にも記載する。

また、受注者は、施工計画書に記載された技術提案等の内容について、履行したことを確認するために、発注者から現場での段階確認等を受けるものとし、確認した旨の書類（写真等）を作成すること。

8-2 ペナルティー

施工計画書に記載した技術提案等の内容が、受注者の責により履行されていない場合は、原則として再施工又は修補による履行を行うものとする。ただし、再施工又は修補が合理的でないと認められる場合には、工事成績評定の減点対象とする。また、「標準型」の総合評価落札方式においては、工事成績評定の減点対象とすることに併せ、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

契約後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

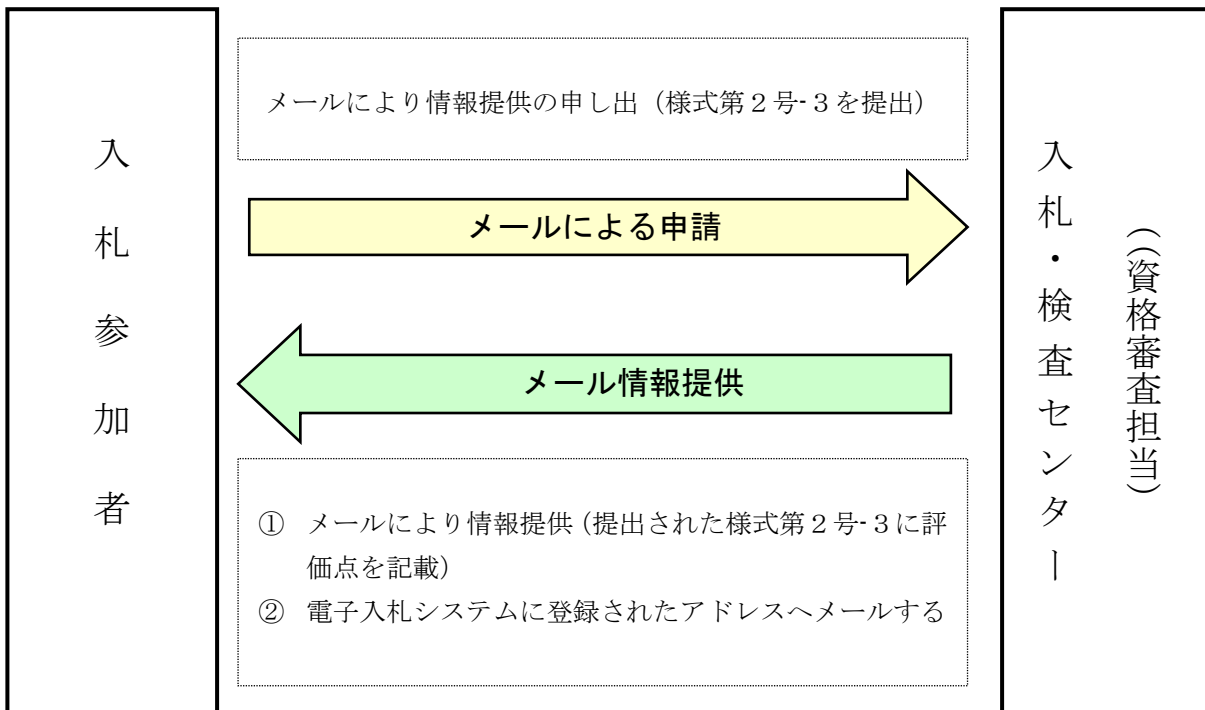
8-3 配置予定技術者の変更

技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。変更を行う場合は、原則として総合評価において当初の技術者と同等以上の評価が得られる技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

評価結果（内訳点）の情報提供について

- 評価結果（内訳点）の情報提供は、入札参加者からの申し出により自社分のみ行う。
- 情報提供は、入札・検査センター（資格審査担当）にて行う。
- 内訳点結果に関する理由の説明は行わない。
- 情報提供の方法はメールにて行う。
- 情報提供を希望する入札参加者は、入札参加者が電子入札システムに登録しているメールアドレスから様式第 2 号 - 3 を下記アドレスへメールする。
- 入札・検査センターは、提出された様式第 2 号 - 3 に評価点を入力しメールにて情報提供を行う。
- 情報提供のメール送信先は、入札参加者が電子入札システムに登録しているメールアドレスとする。
- 情報提供は、メールを受信した日から 10 日以内（休日を含まない）を目途に行う。
（ただし、落札決定の翌週以降とする。）

◆情報提供フロー



【評価結果に関する申し出先】

佐賀県県土整備部 入札・検査センター資格審査担当
メールアドレス : nyusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp

評価結果(内訳点)の情報提供

佐賀県 入札・検査センター

		提供日	
申し出日			
会社			
所属			
担当者		連絡先 (電話番号)	

開札執行日															
発注機関															
工事番号															
工事名															

課題1	-														
提案	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
評価点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

課題2	-														
提案	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
評価点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

課題3	-														
提案	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
評価点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

課題4	-														
提案	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
評価点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

課題5	-														
提案	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
評価点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ は申し出の方で記入してください

・ 9. 総合評価方式の評価項目及び評価基準

総合評価方式における評価項目及び評価基準等は以下のとおりとする。

ただし、以下に記載している評価項目及び評価基準等は設定例であり、施行状況を踏まえて随時見直しを行うことがあるので、実際の入札にあたっては、入札案件公告が優先となる。

9-1 土木一式工事

9-1-1 土木一式工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局 発注工事における同一工種 の工事成績評定点の平均点 (注 1-2、2-1、-2)	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を 0.3加算する	1点毎に +0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
配点計				3.0点

【企業の施工能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績 (注3)	県との協定を締結しており、かつ、管内(2) に本店がある	1.0点	1.0点
		県との協定を締結している	0.5点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間にお ける佐賀県及び九州内の国 の機関からの表彰経験(注 4)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間 の同種工事において技術資 格を有した施工経験 (注 1-1、-2、5)	主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の 資格・経験	1級土木施工管理技士、1級 建設機械施工技士、技術士の 経験年数(注6)	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上10年未満	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				4.0点

【配置予定技術者の能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種において技 術資格を有した施工経験 (注 1-1、-2、5、7)	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件以上	1. 0点	1. 0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				1. 0点

【技術提案】（注8）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定		提案の内容により評価		20. 0点
配点計				20. 0点

配点合計				30. 0点
------	--	--	--	--------

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上（A 級期間の請負工事は 2,000 万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)に検査日があるもの全てとする。

また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。

注 6) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注 7) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 8) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づく意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は 0 点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・ 的はずれである
- ・ 各種法令等に違反にする

9-1-2 土木一式工事「簡易型」総合評価落札方式

※ 土木一式工事の「簡易型」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。

工事難易度Ⅰ 加算点が15点以上は15点で上限値設定

工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が17点以上は17点で上限値設定

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	1.0点	1.0点
		県との協定を締結している	0.5点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
		配点計	5. 0点	

【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	9. 0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
配点計				9. 0点
配点合計				20. 0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上（A級期間の請負工事は 2,000 万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）に工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-1-3 土木一式工事「簡易型B」総合評価落札方式

※ 土木一式工事の「簡易型B」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。
 工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が15点以上は15点で上限値設定

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内（2）に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	3.0点	3.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	2.0点	
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	

配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】（注8）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				4.0点

配点合計	17.0点
------	-------

注1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 最終請負額5,000万円以上（A級期間の請負工事は2,000万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去3年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。
 (①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-1-4 土木一式工事「技術提案チャレンジ型」総合評価落札方式

※ 土木一式工事の「技術提案チャレンジ型」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績 (注1)	県との協定を締結しており、かつ、管内(2) に本店がある	1.0点	2.0点
		県との協定を締結している	0.5点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内(2)に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
配置予定技術者の 資格	配置予定技術者の保有する 資格(注2)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2 級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【簡易な施工計画】 (注3)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技 術的所見	工事ごとに発注者が課題を 設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとす る	0.0点~ 0点	4.0点
品質確保に係る技 術的所見	工事ごとに発注者が課題を 設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとす る	0.0点~ 0点	
施工上の課題に対 する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を 設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとす る	0.0点~ 0点	
施工上配慮すべき 事項		配点については0.0~0の0.5点刻みとす る	0.0点~ 0点	
配点計				4.0点

配点合計				8.0点
------	--	--	--	------

注1) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注2) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

注3) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-1-5 土木一式工事「簡易型C」総合評価落札方式

※ 土木一式工事の「簡易型C」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。

工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が14点以上は14点で上限値設定

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	近隣地域内に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	3.0点	3.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	2.0点	
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	

配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】（注8）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	3.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				3.0点

配点合計	16.0点
------	-------

注1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 最終請負額2,000万円以上（特A級期間の請負工事は5,000万円以上、B級期間の請負工事は700万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去3年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反すると判断した場合は失格とする。

9-1-6 土木一式工事「自己採点型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	公共工事での施工実績が有り	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が無し	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内（2）に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が無し	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の最高点（注1-2、5、6-1、-2）	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		76点	0.2点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、7）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が無し	0.0点	

配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注8）	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況 配置予定技術者の継続教育の取組状況		所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点
配点合計				12.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上（A級期間の請負工事は 2,000 万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という) に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 6-1) 最終請負額 5,000 万円以上（A級期間の請負工事は 2,000 万円以上）の全ての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注 6-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 7) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 8) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

9-1-7 土木一式工事「自己採点型C」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	公共工事での施工実績が有り	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が無し	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
手持ち工事	手持ち工事件数 佐賀県発注工事における当該年度受注件数（注9）	0件	-0.0点	0.0点
		1件	-0.2点	
		2件	-0.4点	
		3件	-0.6点	
		4件以上	-0.8点	
	手持ち工事量比率（少数第2位を四捨五入） 佐賀県発注工事における当該年度当初請負額÷過去5年間の年平均最終請負額（注10、11-1、-2）	0.0、0.1	-0.0点	0.0点
		0.2、0.3	-0.2点	
		0.4、0.5	-0.4点	
		0.6、0.7	-0.6点	
		0.8以上	-0.8点	
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	近隣地域内に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が無し	0.0点	

工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の最高点 (注 1-2、6-1、-2、5)	80点以上	1. 0点	1. 0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0. 2加算する	1点毎に+0. 2点	
		76点	0. 2点	
		75点以下	0. 0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験 (注 1-1、-2、5、7)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が有り	1. 0点	1. 0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が無し	0. 0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格(注8)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有	1. 0点	1. 0点
		上記以外	0. 0点	
継続教育の状況 配置予定技術者の継続教育の取組状況		所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				5. 0点
配点合計				12. 0点

- 注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。
- 注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。
- 注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上(特 A 級期間の請負工事は 5,000 万円以上、B 級期間の請負工事は 700 万円以上)の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。
- 注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。
- 注 3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。
- 注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①~③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。
(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)
なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。
特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。
- 注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。
- 注 6-1) 最終請負額 2,000 万円以上(特 A 級期間の請負工事は 5,000 万円以上、B 級期間の請負工事は 700 万円以上)の全ての工事成績評定点の内、最高点で評価する。
- 注 6-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。
- 注 7) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。
- 注 8) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。
- 注 9) A 級として受注した当初請負額 2,000 万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で平成〇〇年 4 月 1 日から公告日までの期間に落札決定日(落札者決定通知書の通知日)があるものを対象工事とする。
- 注 10) 当該年度当初請負額は、A 級として受注した当初請負額 2,000 万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で平成〇〇年 4 月 1 日から公告日までの期間に落札決定日(落札者決定通知書の通知日)がある請負工事の当初請負額の合計金額とする。
- 注 11-1) 最終請負額 2,000 万円以上(特 A 級期間の請負工事は 5,000 万円以上、B 級期間の請負工事は 700 万円以上及び C 級期間の請負工事は全て)を対象工事とする。
- 注 11-2) 佐賀県発注工事の同一工種で過去 5 年(平成〇〇年 4 月 1 日~令和〇〇年 3 月 31 日までの期間に検査日があり、かつ、公告日までに成工認定通知がある全てのもの)を対象工事とする。

9-1-8 土木一式工事「自己採点型D」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、2-1、-2)	〇〇.〇点(過去3年間の平均点)以上	1.0点	1.0点
		〇〇.〇点未満	0.0点	
地域貢献度	工事拠点及び防災協定書に基づく活動の状況 (注3)	県との協定を締結しており、かつ、 <u>管内(4)</u> に本店がある。	1.0点	1.0点
		<u>管内(4)</u> に本店が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
手持ち工事件数	佐賀県発注工事の当該年度受注件数 (注4)	0件	0.0点	0.0点
		1件以上	-1.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格(注5)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				1.0点

配点合計				3.0点
------	--	--	--	------

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 最終請負額700万円以上(A級期間の請負工事は2,000万円以上、C級期間の請負工事は250万円以上)の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) B級として受注した当初請負額700万円以上の同一工種の佐賀県発注工事平成〇〇年4月1日から公告日までの期間に落札決定日(落札者決定通知書の通知日)があるものを対象工事とする。

注5) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

9-2 建築一式工事

9-2-1 建築一式工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局 発注工事における同一工種 の工事成績評定点の平均点 (注1、2-1、-2)	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0. 3点加算する	1点毎に +0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
配点計				3.0点

【企業の施工能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績 (注3)	県との協定を締結しており、かつ、管内(2) に本店がある	1.0点	1.0点
		県との協定を締結している	0.5点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間にお ける佐賀県又は九州内の国 の機関からの表彰経験 (注4)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間 の同種工事において技術資 格を有した施工経験(注1、 5-1、5-2)	主任(監理)技術者としての施工経験が〇件 以上	2.0点	2.0点
		主任(監理)技術者としての施工経験が〇件 ～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の 資格・経験	1級建築士又は1級建築施 工管理技士の経験年数	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上10年未満	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況(注6)	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				4.0点

【配置予定技術者の能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種において技 術資格を有した施工経験 (注1、5-2、7、8)	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者としての施工経験〇件以上	1. 0点	1. 0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者としての施工経験〇件～〇件	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				1. 0点

【技術提案】（注9、10）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定		提案の内容により評価		20. 0点
配点計				20. 0点

配点合計				30. 0点
------	--	--	--	--------

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 最終請負額4,500万円以上(B級期間の請負工事は1,500万円以上)の全ての工事成績評定点の平均点(小数第一位を四捨五入して整数止め)で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去5年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去5年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)から過去2年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで)に元請として受けた表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5-1) 過去15年間(平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの)における同種工事(民間工事を含む。)をいう。

注5-2) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。

注6) (一社)佐賀県建築士会CPD・専攻建築士委員会において1年間(基準日は令和〇年〇月〇日)で〇単位を取得することを基準とする。その他の継続教育(CPD教育)は、所定期間内(基準日は令和〇年〇月〇日)に各団体が推奨する単位数を基準とする。

注7) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認

める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注8）同一工種の施工経験は、過去5年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における一棟の延べ面積が〇〇平方メートル以上の新築、改築、増築（増改築部分の延べ面積が〇〇平方メートル以上のものに限る。）に係る建築一式工事（民間工事を含む。）とする。

注9）【技術提案】についての注意事項

1）標準案に基づく意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は0点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2）技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3）失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・的はずれである
- ・各種法令等に違反にする

注10）対象工事の内容に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9-2-2 建築一式工事「簡易型」総合評価落札方式

※ 建築一式工事の「簡易型」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。

工事難易度Ⅰ 加算点が15点以上は15点で上限値設定

工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が17点以上は17点で上限値設定

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		施工実績が1件増えるごとに0.5点加算する	1.0～ 1.5点	
		施工実績が〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-1、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する	1点毎に +0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	1.0点	1.0点
		県との協定を締結している	0.5点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5-2）	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、5-1、-2、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格あり	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況（注7）	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【簡易な施工計画】（注8、9）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	9.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				9.0点
配点合計				20.0点

注1-1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注1-2) 過去5年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における同種工事（民間工事を含む。）をいう。

注2-1) 最終請負額4,500万円以上（B級期間の請負工事は1,500万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点（小数第一位を四捨五入して整数止め）で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）から過去2年間（平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで）に元請として受けた表彰に限る。

（①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5-1) 同一工種の施工経験は、過去5年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における一棟の延べ面積が〇〇平方メートル以上の新築、改築、増築（増改築部分の延べ面積が〇〇平方メートル以上のものに限る。）に係る建築一式工事（民間工事を含む。）とする。

注5-2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、

中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注7) (一社)佐賀県建築士会 CPD・専攻建築士委員会において1年間（基準日は令和〇年〇月〇日）で〇単位を取得することを基準とする。その他の継続教育（CPD教育）は、所定期間内（基準日は令和〇年〇月〇日）に各団体が推奨する単位数を基準とする。

注8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

注9) 対象工事の内容に応じヒアリングを実施することができる。

9-2-3 建築一式工事「簡易型B」総合評価落札方式

※ 建築一式工事の「簡易型B」は、加算点の上限値を以下のとおり設定する。

工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が15点以上は15点で上限値設定

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		施工実績が1件増えるごとに0.5点加算する	1.0～1.5点	
		施工実績が〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-1、2-1、-2）	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.1点加算する	1点毎に+0.1点	
		71点	0.1点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内（2）に本店有り	1.0点	
上記以外		0.0点		
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5-2）	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、5-1、-2、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件以上	3.0点	3.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件～〇件	1.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格あり	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況（注7）	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】（注8、9）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				4.0点

配点合計	17.0点
------	-------

注1-1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注1-2) 過去15年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における同種工事（民間工事を含む。）をいう。

注2-1) 最終請負額4,500万円以上（B級期間の請負工事は1,500万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点（小数第一位を四捨五入して整数止め）で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）から過去2年間（平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで）に元請として受けた表彰に限る。

① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5-1) 同一工種の施工経験は、過去5年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における一棟の延べ面積が〇〇平方メートル以上の新築、改築、増築（増改築部分の延べ面積が〇〇平方メートル以上のものに限る。）に係る建築一式工事（民間工事を含む。）とする。

注5-2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、

中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注7) (一社)佐賀県建築士会 CPD・専攻建築士委員会において1年間（基準日は令和〇年〇月〇日）で〇単位取得することを基準とする。その他の継続教育（CPD教育）は、所定期間内（基準日は令和〇年〇月〇日）に各団体が推奨する単位数を基準とする。

注8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

注9) 対象工事の内容に応じヒアリングを実施することができる。

9-2-4 建築一式工事「特別簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2）	施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		施工実績が1件増えるごとに0.5点加算する	1.0～1.5点	
		施工実績が〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-1、2-1、-2）	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.1点加算する	1点毎に+0.1点	
		71点	0.1点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3）	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内（2）に本店有り	1.0点	
上記以外		0.0点		
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5-2）	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、5-1、-2、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件以上	3.0点	3.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験〇件～〇件	1.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格	1級及び2級建築士又は1級及び2級建築施工管理技士の資格あり	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況（注7）	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点
配点合計				13.0点

注 1-1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-2) 過去 15 年間（平成〇年 4 月 1 日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における同種工事（民間工事を含む。）をいう

注 2-1) 最終請負額 4,500 万円以上（B 級期間の請負工事は 1,500 万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点（小数第一位を四捨五入して整数止め）で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 5 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）から過去 2 年間（平成〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日まで）に元請として受けた表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5-1) 同一工種の施工経験は、過去 5 年間（平成〇年 4 月 1 日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における一棟の延べ面積が〇〇平方メートル以上の新築、改築、増築（増改築部分の延べ面積が〇〇平方メートル以上のものに限る。）に係る建築一式工事（民間工事を含む。）とする。

注 5-2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 7) (一社)佐賀県建築士会 CPD・専攻建築士委員会において 1 年間（基準日は令和〇年〇月〇日）で〇単位を取得することを基準とする。その他の継続教育（CPD 教育）は、所定期間内（基準日は令和〇年〇月〇日）に各団体が推奨する単位数を基準とする。

9-2-5 建築一式工事「自己採点型（建築一式工事）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績 (注1、2)	施工実績あり	1.0点	1.0点
		施工実績なし	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、3-1、4)	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績 (注5)	県との協定を締結しており、かつ、管内(2)に本店がある	2.0点	3.0点
		県との協定を締結している	1.0点	
		県との協定を締結していない	0.0点	
	工事の拠点の状況	管内(2)に本店有り	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注6)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事の技術資格を有する施工経験 (注1、2、7-2)	主任(監理)技術者、現場代理人としての施工経験あり	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人としての施工経験なし	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における主任(監理)技術者又は現場代理人をして従事した同一工種の工事成績評定点の最高点 (注1、3-2、4)	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する	1点毎に+0.2点	
		76点	0.2点	
		75点以下	0.0点	

近隣地域内の同一工種の経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種に技術資格を有して配置された施工経験 (注1、7-1、-2、8)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての施工実績あり	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての施工実績なし	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格	1級若しくは2級建築士又は1級若しくは2級建築施工管理技士の資格あり	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況(注9)	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点
配点合計				12.0点

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2) 過去15年間(平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの)における同種工事(民間工事を含む。)をいう。

注3-1) 最終請負額4,500万円以上(B級期間の請負工事は、1,500万円以上)のすべての工事成績評定点の平均点(少数第一位を四捨五入して整数止め)で評価する。

注3-2) 最終請負額4,500万円以上(B級期間の請負工事は、1,500万円以上)のすべての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注4) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注5) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。

注6) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①~③のいずれか)から過去2年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで)に元請として受けた表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注7-1) 同一工種の施工経験は、過去5年間(平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの)における一棟の延べ面積が〇〇平方メートル以上の新築、改築、増築(増改築部分の延べ面積が〇〇平方メートル以上のものに限る。)に係る建築一式工事(民間工事を含む。)とする。

注7-2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注8) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。

ただし、担当技術者の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注9) (一社)佐賀県建築士会 CPD・専攻建築士委員会において1年間(基準日は令和〇年〇月〇日)で〇単位を取得することを基準とする。その他の継続教育(CPD教育)は、所定期間内(基準日は令和〇年〇月〇日)に各団体が推奨する単位数を基準とする。

9-2-6 建築物に係る設備工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績 (注1、2)	施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、3、4)	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
配点計				4.0点

【企業の施工能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	工事の拠点の状況	管内(1)に本店あり	3.0点	3.0点
		県内に本店がありかつ管内(1)に支店、営業所あり	1.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注5)	優良施工業者表彰、優良工事表彰、安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				4.0点

【配置予定技術者の能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験 (注1、2、7)	主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注9-1、-2）	1級〇〇施工管理技士及び技術士の資格あり	2.0点	2.0点
		上記以外の資格あり	1.0点	
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況（注10）	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【配置予定技術者の能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種において技 術資格を有した施工経験 (注1、6、7、8)	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者としての施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者としての施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点
配点合計				15.0点

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2) 過去15年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における同種工事（民間工事を
含む。）をいう。

注3) 最終請負額1,000万円以上（B級期間の請負工事は500万円以上）の全ての工事成績評定点の平均点（小数
第一位を四捨五入して整数止め）で評価する。

注4) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月
31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注5) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）から過去2年間（平成〇年4月1日から令和〇年3
月31日まで）に元請として受けた表彰に限る。

① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河
川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受
けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注6) 同一工種の施工経験は、過去5年間（平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）における
工事（民間工事を含む。）とする。

注7) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間があ
る場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工
経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技
術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注8) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、
中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、
施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事
に限る。

注9-1) 電気工事の場合

配置予定技術者の保有する資格は、建設業法による1級電気工事施工管理技士並びに技術士法による建設・総合
技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子
総合技術監理（電気電子）の各技術士とする。

上記以外の資格とは、建設業法による2級電気工事施工管理技士、電気工事士法による第1種若しくは第2種電
気工事士、電気事業法による電気主任技術者（1種、2種、3種）、建築設備士又は計装のいずれかとする。

一2) 管工事の場合

配置予定技術者の保有する資格は、建設業法による1級管工事施工管理技士並びに技術士法による機械「流体工
学」・又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上

下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「水質監理」・総合技術監理（衛生工学「水質監理」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）の各技術士とする。

上記以外の資格とは、建設業法による2級管工事施工管理技士、建築設備士又は計装とする。

注10）（一社）建築設備技術者協会において1年間（基準日は令和〇年〇月〇日）で〇単位取得することを基準とする。その他の継続教育（CPD教育）は、所定期間内（基準日は令和〇年〇月〇日）に各団体が推奨する単位数を基準とする。

9-2-7 建築物に係る設備工事「自己採点型（建築物に係る設備工事）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内において過去15年間に同種工事を元請けとして施工した実績 (注1、2)	施工実績あり	1.0点	1.0点
		施工実績なし	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、3-1、4)	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2点加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況	管内(1)に本店あり	3.0点	3.0点
		県内に本店がありかつ管内(1)に支店、営業所あり	1.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注5)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内の過去15年間の同種工事に技術資格を有して配置された施工経験 (注1、2、6-2)	主任(監理)技術者、現場代理人としての施工経験あり	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人としての施工経験なし	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における主任(監理)技術者又は現場代理人をして従事した同一工種の工事成績評定点の最高点(注1、3-2、4)	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評定点を0.2点加算する	1点ごとに+0.2点	
		76点	0.2点	
		75点以下	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種に技術資格を有して配置された施工経験 (注1、6-1、6-2、7)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験あり	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての施工経験なし	0.0点	

配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格 (注8-1、-2)	1級又は2級〇〇施工管理技士及び技術士 他の資格あり	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況 (注9)	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

配点合計	12.0点
------	-------

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2) 過去15年間(平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの)における同種工事(民間工事を含む。)をいう。

注3-1) 最終請負額1,000万円以上(B級期間の請負工事は、500万円以上)のすべての工事成績評定点の平均点(少数第一位を四捨五入して整数止め)で評価する。注3-2) 最終請負額1,000万円以上(B級期間の請負工事は、500万円以上)のすべての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注4) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注5) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①~③のいずれか)から過去2年間(平成〇年4月1日から令和〇年3月31日まで)に元請として受けた表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注6-1) 同一工種の施工経験は、過去5年間(平成〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの)における工事(民間工事を含む。)とする。

注6-2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注7) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注8-1) 電気工事の場合

配置予定技術者の保有する資格は、建設業法による1級若しくは2級電気工事施工管理技士、技術士法による建設・総合技術監理(建設)、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)、電気電子総合技術監理(電気電子)の各技術士、電気工事士法による第1種若しくは第2種電気工事士、電気事業法による電気主任技術者(1種、2種、3種)、建築設備士又は計装のいずれかとする。

-2) 管工事の場合

配置予定技術者の保有する資格は、建設業法による1級若しくは2級管工事施工管理技士、技術士法による機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)、上下水道総合技術監理(上下水道)、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)、衛生工学・総合技術監理(衛生工学)、衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)の各技術士、建築設備士又は計装のいずれかとする。

注9) (一社)建築設備技術者協会において1年間(基準日は令和〇年〇月〇日)で〇単位取得することを基準とする。その他の継続教育(CPD教育)は、所定期間内(基準日は令和〇年〇月〇日)に各団体が推奨する単位数を基準とする。

9-3 舗装工事

9-3-1 舗装工事「自己採点型（舗装）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績 (注 1-1,-2,-3)	公共工事での施工実績が10件以上有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注 1-2, 2-1,-2)	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況	管内(2)に本店が有る	2.0点	2.0点
		上記以外の県内土木事務所管内に本店が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注3)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
専門性	施工機械の保有状況(注4) (舗装機械)	アファルトフィニッシャーを自社所有している	2.0点	2.0点
		アファルトフィニッシャーを長期間リースしている	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配点計				8.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験 (注 1-2,-3, 5)	主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が無し	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の最高点 (注 1-2, 5, 6-1,-2)	80点以上	1.0点	1.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		76点	0.2点	
		75点以下	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験 (注 1-1,-2, 5, 7)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験が無し	0.0点	

配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注8）	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	2.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	1級又は2級舗装施工管理技術者の資格有	1.0点	
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点
配点合計				14.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 同種工事の設定が、アスファルト舗装工 4,000m² 以上の実績の場合の取扱いについては、1 件工事でアスファルト舗装面積が合計が 4,000m² を満たせば実績としてみなす。

例：車道舗装（表層 1,800m²+基層 1,800m²）+歩道舗装（表層 700m²）=4,300m²≥4,000m² となり 4,000m² 以上の実績となる。

注 2-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 施工機械の保有については、アスファルトフィニッシャーを自社所有しているか、又は 3 年以上連続してリースしていれば評価する。※自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で施工機械を管理していることをいう。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 6-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注 6-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 7) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

注 8) 技術士の対象は建設部門である。

9-3-2 舗装工事「自己採点型（舗装B）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、2-1、-2)	〇〇.〇点（過去3年間の平均点）以上	1.0点	1.0点
		〇〇.〇点未満	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況	管内(2)に本店が有る	1.0点	1.0点
		上記以外の県内土木事務所管内に本店が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
手持ち工事件数	佐賀県発注工事の当該年度受注件数 (注3)	0件	0.0点	0.0点
		2件以上	-0.5点	
		4件以上	-1.0点	
専門性	施工機械の保有状況(注4) (舗装機械)	アスファルトフィニッシャを自社所有している	1.0点	1.0点
		アスファルトフィニッシャを長期間リースしている	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				3.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格(注5)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、1級又は2級舗装施工管理技術者の資格有、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				1.0点

配点合計				4.0点
------	--	--	--	------

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去3年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 舗装A級として受注した当初請負額500万円以上の同一工種の佐賀県発注工事平成〇〇年4月1日から当該工事の開札日前日までの期間に落札決定日（落札者決定通知書の通知日）があるものを対象工事とする。

注4) 施工機械の保有については、アスファルトフィニッシャを自社所有しているか、又は3年以上連続してリースしていれば評価する。※自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で施工機械を管理していることをいう。

注5) 技術士の対象は建設部門である。

9-4 法面工事

9-4-1 法面工事「自己採点型（法面）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	佐賀県内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績 (注 1-1,-2)	公共工事での施工実績が〇件以上有	1. 0点	1. 0点
		上記以外	0. 0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注 1-2、2-1,-2)	80点以上	2. 0点	2. 0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況 (注3)	佐賀県内に本店が有る。又は佐賀県内に一定要件を満たしている支店・営業所が有る	2. 0点	2. 0点
		上記以外	0. 0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験(注4)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1. 0点	1. 0点
		上記以外	0. 0点	
専門性	施工機械の保有状況(注5) (アンカー工機械、杭打工機械、法面吹付工機械) ※案件によって、必要な機械を最大2つ選ぶ	0-ｸﾘｰﾊﾟｰ ｶｯｼﾞｮﾝ式 ｸﾞﾗﾝﾄﾞ ﾏｯｼﾞを自社所有している	1. 0点	2. 0点
		上記以外	0. 0点	
		大口径ｸﾞﾗﾝﾄﾞ ﾏｯｼﾞ又はｸﾞﾗﾝﾄﾞ ﾎｰﾙﾘﾝｸﾞを自社所有している	1. 0点	
		上記以外	0. 0点	
		ｸﾘｰｸﾞ吹付機を自社所有している	1.0~2.0点	
		ｸﾘｰｸﾞ吹付機を長期間リースしている ※機械を2つ選んだ場合は項目削除	1. 0点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				8. 0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験 (注 1-1,-2、7)	主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が有り	1. 0点	1. 0点
		主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が無し	0. 0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の最高点 (注 1-2、6-1,-2、7)	80点以上	1. 0点	1. 0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		76点	0.2点	
		75点以下	0.0点	

近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種において技 術資格を有した施工実績 (注 1-1、-2、7、8)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験が無し	0.0点	
配置予定技術者の 資格	配置予定技術者の保有する 資格(注9)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2 級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	2.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する 付加的な資格	のり面施工管理技術者又は地すべり防止工 事士の資格有	1.0点	
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点
配点合計				14.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定め
る法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年
3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 一定要件とは、佐賀県が定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たした者である。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河
川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受
けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 施工機械の保有については、**刈払機**を自社所有しているか、又は 3 年以上連続してリースしていれば評価
する。(※自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で管理していることをいう。)

施工機械の保有については、**ロータリー式ホウソウ式**、**大口径**又は**ダンプ**、**ホルマ**及び**刈払機**
(機械を 2 つ選ぶ)を自社所有していれば評価する。(※自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で管理して
いることをいう。)

注 6-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注 6-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3
月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 7) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間があ
る場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工
経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技
術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 8) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、
中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、
施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事
に限る。

注 9) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

9-5 地すべり工事

9-5-1 地すべり工事「自己採点型（地すべり）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績(注1-1、-2、-3)	公共工事での施工実績が〇件以上有	1. 0点	1. 0点
		上記以外	0. 0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1-2、2-1、-2)	80点以上	2. 0点	2. 0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況 (注3)	佐賀県内に本店が有る。又は佐賀県内に一定要件を満たしている支店・営業所が有る	2. 0点	2. 0点
		上記以外	0. 0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注4)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1. 0点	1. 0点
		上記以外	0. 0点	
専門性	施工機械の保有状況(注5) (アンカー工機械)	ロータリー・カッパ式ホーリングマシンを自社所有している	1. 0点	2. 0点
		上記以外	0. 0点	
	施工機械の保有状況(注5) (杭打工機械)	大口径ホーリングマシン又はターザンホーリングマシンを自社所有している	1. 0点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				8. 0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験(注1-1、-2、7)	主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が有り	1. 0点	1. 0点
		主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が無し	0. 0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の最高点 (注1-2、6-1、-2、7)	80点以上	1. 0点	1. 0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		76点	0.2点	
		75点以下	0.0点	

近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種において技 術資格を有した施工経験 (注 1-1、-2、7、8)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験が有り	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験が無し	0.0点	
配置予定技術者の 資格	配置予定技術者の保有する 資格(注9)	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2 級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	2.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する 付加的な資格	地すべり防止工事士の資格有	1.0点	
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点
配点合計				14.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定め
る法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて
各案件ごとに設定する。

注 2-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年
3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 一定要件とは、佐賀県が定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たした者である。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①~③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河
川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受
けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 施工機械の保有については、「クレーン・カッター式・リフトマシン」、「大口径ホーリングマシン又はドリルホーリング」を各々自
社所有していれば評価する。(※自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で管理していることをいう。)

注 6-1) 最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の内、最高点で評価する。

注 6-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3
月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 7) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間があ
る場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工
経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技
術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 8) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、
中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、
施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事
に限る。

注 9) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

9-6 造園工事

9-6-1 造園工事「自己採点型（造園）」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注1、2-1、-2)	〇〇.〇点（過去5年間の平均点）以上	1.0点	1.0点
		〇〇.〇点未満	0.0点	
地域貢献度	防災協定書に基づく活動の状況 (注3)	防災協定書に基づく活動実績がある (注：活動実績は、当面、協定書に基づく締結の有無に置き換え評価する)	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
手持ち工事件数	佐賀県発注工事の当該年度受注件数 (注4)	0件	0.0点	0.0点
		1件以上	-1.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注5）	1級又は2級造園施工管理技士、造園技能士、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				1.0点

配点合計				3.0点
------	--	--	--	------

注1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年間（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注3) 協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は佐賀県との協定書締結の有無に置き換え評価を行う。

注4) 当初請負額600万円以上の同一工種の佐賀県発注工事平成〇〇年4月1日から公告日までの期間に落札決定日（落札者決定通知書の通知日）があるものを対象工事とする。

注5) 技術士の対象は建設部門である。

9-7 PC橋工事

9-7-1 PC橋工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局 発注工事における同一工種 (代表者)の工事成績評定点 の平均点 (注1-2、2-1、-2)	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0. 3加算する	1点毎に +0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
配点計				3.0点

【企業の施工能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が 有り、かつ佐賀県内にPC桁を製作する工場 を有する	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種（その他）で過去2 年間に於ける佐賀県又は九 州内の国の機関からの表彰 経験（注5）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の 同種工事において技術資格 を有した施工経験（注 1-1、-2、6）	主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の 資格・経験	1級土木施工管理技士、1級 建設機械施工技士、技術士の 経験年数（注7）	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				4.0点

【配置予定技術者の能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種（その他）に おいて技術資格を有した施 工経験（注4、6、8）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件以上	1. 0点	1. 0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				1. 0点

【技術提案】（注9）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定		提案の内容により評価		20. 0点
配点計				20. 0点

配点合計				30. 0点
------	--	--	--	--------

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) PC 桁を製作する工場とは、プレテン T 桁、プレテンホロー桁、プレキャストセグメントなどこれらに類する桁を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 5) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 6) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注 8) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 9) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づく意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は 0 点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・ 的はずれである
- ・ 各種法令等に違反にする

9-7-2 PC橋工事「簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内にPC桁を製作する工場を有する	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	0.5点	1.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	プレストレストコンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士の資格有	0.5点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				5. 0点

【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	9. 0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
配点計				9. 0点
配点合計				20. 0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) PC 桁を製作する工場とは、プレテン T 桁、プレテンホロー桁、プレキャストセグメントなどこれらに類する桁を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-7-3 PC橋工事「簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内にPC桁を製作する工場を有する	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	0.5点	1.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	プレストレストコンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士の資格有	0.5点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				4.0点

配点合計			17.0点
------	--	--	-------

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) PC 桁を製作する工場とは、プレテン T 桁、プレテンホロー桁、プレキャストセグメントなどこれらに類する桁を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反すると判断した場合は失格とする。

9-7-4 PC橋工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内にPC桁を製作する工場を有する	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				8.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0点	2.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	プレストレストコンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士の資格有	1.0点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				7. 0点
配点合計				15. 0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) PC 桁を製作する工場とは、プレテン T 桁、プレテンホロー桁、プレキャストセグメントなどこれらに類する桁を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

9-8 鋼橋工事

9-8-1 鋼橋工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内に鋼構造物を製作する工場を有する	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去2年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格・経験	1級土木施工管理技士又は技術士の経験年数（注7）	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【技術提案】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
	工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定	提案の内容により評価		20.0点
配点計				20.0点
配点合計				30.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 鋼構造物を製作する工場とは、鋼橋、水門、堰、河川工作物などこれらに類する構造物を製作する工場とする。

また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 8) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づき意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は 0 点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・ 的はずれである
- ・ 各種法令等に違反にする

9-8-2 鋼橋工事「簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内に鋼橋造物を製作する工場を有する	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士又は技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	

配点計				5.0点
【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	9.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				9.0点
配点合計				20.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 鋼構造物を製作する工場とは、鋼橋、水門、堰、河川工作物などこれらに類する構造物を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-8-3 鋼橋工事「簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内に鋼構造物を製作する工場を有する	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士又は技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	

配点計				6.0点
【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				4.0点
配点合計				17.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 5,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 鋼構造物を製作する工場とは、鋼橋、水門、堰、河川工作物などこれらに類する構造物を製作する工場とする。また、法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する場合も認める。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。
 (① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)
 なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 7) 技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-8-4 鋼橋工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況（注3）	佐賀県内に本店が有る。又は支店・営業所が有り、かつ佐賀県内に鋼構造物を製作する工場を有する	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				8.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級又は2級土木施工管理技士又は技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点
配点合計				14.0点

注1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注2-1) 最終請負額5,000万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注3) 鋼構造物を製作する工場とは、鋼橋、水門、堰、河川工作物などこれらに類する構造物を製作する工場とする。また、法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する場合も認める。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注7) 技術士の対象は建設部門(鋼構造及びコンクリートに限る)である。

9-9 港湾土木工事（水上施工）

9-9-1 港湾土木工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局 発注工事における同一工種 （代表者）の工事成績評定点 の平均点 （注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0. 3加算する	1点毎に +0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
配点計				3.0点

【企業の施工能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
地域貢献度	防災協定 協定書に基づく活動の実績 （注3） ※a、bのいずれかを選択	a 県（港湾課又は農山漁村課）との協定 を締結している	1.0点	1.0点
		b 県との協定を締結しており、かつ、管 内（2）に本店がある	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種（その他）で過去2 年間における佐賀県又は九 州内の国の機関からの表彰 経験 （注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				2.0点

【配置予定技術者の能力（代表者）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間 の同種工事において技術資 格を有した施工経験（注1 -1、-2、5）	主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者としての公共工事での施 工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の 資格・経験	1級土木施工管理技士、1級 建設機械施工技士、技術士の 経験年数（注6）	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				4.0点

【配置予定技術者の能力（その他の構成員）】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
近隣地域内工事の 施工経験	近隣地域内における過去5 年間の同一工種（その他）に おいて技術資格を有した施 工経験 （注1-1、-2、5、7）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件以上	1. 0点	1. 0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術 者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				1. 0点

【技術提案】（注8）				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定		提案の内容により評価		20. 0点
配点計				20. 0点

配点合計				30. 0点
------	--	--	--	--------

注1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注2-1) 最終請負額2,000万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注3) a: 港湾・漁港区域にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応急対策に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定書に基づく締結の有無に置き換え評価を行う。

b: 公共海岸(港湾区域及び漁港区域内の海岸を除く)及び河川高潮対策区間にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。 ※地域貢献 防災協定については、工事内容によりa又はbのいずれかを選択する。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。

注6) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

注7) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注8) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づく意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は0点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・的はずれである
- ・各種法令等に違反にする

9-9-2 港湾土木工事「簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上		1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件		0.5点	
		上記以外		0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上		3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する		1点毎に+0.3点	
		71点		0.3点	
		70点以下		0.0点	
地域貢献	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3） ※a、bのいずれかを選択	a	県（港湾課又は農山漁村課）との協定を締結している	1.0点	1.0点
		b	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	1.0点	
		上記以外		0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	
配点計					6.0点

【配置予定技術者の能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上		2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上		1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件		0.5点	
		上記以外		0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している		1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満		0.5点	
		上記以外		0.0点	

配点計				5.0点
【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	9.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				9.0点
配点合計				20.0点

注1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。

注1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去3年間(平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注3) a: 港湾・漁港区域にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応急対策に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定書に基づく締結の有無に置き換え評価を行う。

b: 公共海岸(港湾区域及び漁港区域内の海岸を除く)及び河川高潮対策区間にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。 ※地域貢献 防災協定については、工事内容によりa又はbのいずれかを選択する。

注4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(①九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、②①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注7) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

注8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-9-3 港湾土木工事「簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上		2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上		2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する		1点毎に+0.2点	
		71点		0.2点	
		70点以下		0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3） ※a、bのいずれかを選択	a	県（港湾課又は農山漁村課）との協定を締結している	1.0点	2.0点
		b	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	1.0点	
		上記以外		0.0点	
	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る		1.0点	
		佐賀県内に支店又は営業所が有る		0.5点	
		上記以外		0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	
配点計					7.0点

【配置予定技術者の能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上		2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上		2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				6. 0点

【簡易な施工計画】 (注8)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	4. 0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0. 0～0の0.5点刻みとする	0. 0点～0点	
配点計				4. 0点
配点合計				17. 0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) a: 港湾・漁港区域にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応急対策に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定書に基づく締結の有無に置き換え評価を行う。

b: 公共海岸(港湾区域及び漁港区域内の海岸を除く)及び河川高潮対策区間にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。 ※地域貢献 防災協定については、工事内容により a 又は b のいずれかを選択する。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

注 8) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-9-4 港湾土木工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上		2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上		3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する		1点毎に+0.3点	
		71点		0.3点	
		70点以下		0.0点	
地域貢献度	防災協定協定書に基づく活動の実績（注3） ※a、bのいずれかを選択	a	県（港湾課又は農山漁村課）との協定を締結している	1.0点	2.0点
		b	県との協定を締結しており、かつ、管内（2）に本店がある	1.0点	
		上記以外		0.0点	
	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る		1.0点	
		佐賀県内に支店又は営業所が有る		0.5点	
		上記以外		0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注4）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	
配点計					8.0点

【配置予定技術者の能力】					
評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上		2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、5、6）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上		2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件		1.0点	
		上記以外		0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注7）	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有		1.0点	1.0点
		上記以外		0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1. 0点	1. 0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0. 5点	
		上記以外	0. 0点	
配点計				6. 0点
配点合計				14. 0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) a: 港湾・漁港区域にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応急対策に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定書に基づく締結の有無に置き換え評価を行う。

b: 公共海岸(港湾区域及び漁港区域内の海岸を除く)及び河川高潮対策区間にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。 ※地域貢献 防災協定については、工事内容により a 又は b のいずれかを選択する。

注 4) 佐賀県又は九州内の国の機関(以下の①～③のいずれか)からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)、② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 5) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 6) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限る。

注 7) 技術士の対象は建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)である。

9-10 橋梁補修工事（コンクリート橋、鋼橋）

9-10-1 橋梁補修工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去2年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格・経験	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の経験年数（注6） （※鋼橋は1級建設機械施工技士を除く）	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【技術提案】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
	工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定	提案の内容により評価		20.0点
配点計				20.0点
配点合計				30.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) コンクリート橋：最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

鋼橋：最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) コンクリート橋：技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

鋼橋：技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 7) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づき意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は 0 点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・ 的はずれである
- ・ 各種法令等に違反にする

9-10-2 橋梁補修工事「簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2） （※鋼橋は九州地方整備局を対象に加える）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有 （※鋼橋は1級建設機械施工技士を除く）	0.5点	1.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	コンクリート診断士の資格有 （※鋼橋は土木鋼構造診断士とする）	0.5点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【簡易な施工計画】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	9.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～0点	
配点計				9.0点
配点合計				20.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) コンクリート橋：最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

鋼橋：最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) コンクリート橋：技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

鋼橋：技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 7) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-10-3 橋梁補修工事「簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2） （※鋼橋は九州地方整備局を対象に加える）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰	1.0点	1.0点
		安全施工業者表彰	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有 （※鋼橋は1級建設機械施工技士を除く）	0.5点	1.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	コンクリート診断士の資格有 （※鋼橋は土木鋼構造診断士とする）	0.5点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとする	0.0点~0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとする	0.0点~0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0~0の0.5点刻みとする	0.0点~0点	
配点計				4.0点
配点合計				17.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) コンクリート橋：最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

鋼橋：最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①~③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

（① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) コンクリート橋：技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

鋼橋：技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

注 7) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反すると判断した場合は失格とする。

9-10-4 橋梁補修工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1,-2） （※鋼橋は九州地方整備局を対象に加える）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間に於ける佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工技士、技術士の資格有 （※鋼橋は1級又は2級建設機械施工技士を除く）	1.0点	2.0点
		上記以外	0.0点	
	配置予定技術者の保有する付加的な資格	コンクリート診断士の資格有 （※鋼橋は土木鋼構造診断士とする）	1.0点	
		上記以外	0.0点	

継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推 奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				7.0点
配点合計				15.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」又は「九州内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) コンクリート橋：最終請負額 1,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

鋼橋：最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 3 年間（平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) コンクリート橋：技術士の対象は建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）である。

鋼橋：技術士の対象は建設部門（鋼構造及びコンクリートに限る）である。

9-11 電気通信工事

9-11-1 電気通信工事「標準型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点 (注 1-2、2-1、-2)	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献度	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験 (注3)	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験(注1、4)	主任(監理)技術者としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任(監理)技術者としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験 (注1、4、5)	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格・経験	1級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は、技術士の経験年数(注6)	10年以上	1.0点	1.0点
		3年以上	0.5点	
		3年未満	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【技術提案】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工事ごとに発注者が技術提案審査基準を設定		提案の内容により評価		20.0点
配点計				20.0点

配点合計				30.0点
------	--	--	--	-------

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 現場代理人、担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 技術士の対象は電気電子部門である。

注 7) 【技術提案】についての注意事項

1) 標準案に基づく意思表示があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表示が必要であり、その場合の技術提案の配点は 0 点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に参考として示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。

2) 技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表示する。これがない場合、失格となる。

3) 失格の判断基準の例は、以下のとおり

- ・ 的はずれである
- ・ 各種法令等に違反にする

9-11-2 電気通信工事「簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0点	1.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	1.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	0.5点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	1.0点	1.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				5.0点

【簡易な施工計画】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	9.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
配点計				9.0点
配点合計				20.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 技術士の対象は電気電子部門である。

注 7) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反にすると判断した場合は失格とする。

9-11-3 電気通信工事「簡易型B」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-2、2-1、-2）	80点以上	2.0点	2.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.2加算する	1点毎に+0.2点	
		71点	0.2点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
		配点計		

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工経験	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	
配点計				6.0点

【簡易な施工計画】 (注7)				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
工程管理に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	4.0点
品質確保に係る技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
施工上の課題に対する技術的所見	工事ごとに発注者が課題を設定	配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
施工上配慮すべき事項		配点については0.0～0の0.5点刻みとする	0.0点～ 0点	
配点計				4.0点
配点合計				17.0点

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 技術士の対象は電気電子部門である。

注 7) 施工計画書について未提出又は白紙、施工計画書の内容においては、的はずれである、施工条件を逸脱している、各種法令等に違反すると判断した場合は失格とする。

9-11-4 電気通信工事「特別簡易型」総合評価落札方式

【企業の施工能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工実績	〇〇内における過去15年間の同種工事を元請けとして施工した実績（注1-1、-2、-3）	公共工事での施工実績が〇件以上	2.0点	2.0点
		公共工事での施工実績が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
工事成績	佐賀県及び九州地方整備局発注工事における同一工種の工事成績評定点の平均点（注1-1、-2、2-1、-2）	80点以上	3.0点	3.0点
		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3点	
		71点	0.3点	
		70点以下	0.0点	
地域貢献	工事の拠点の状況	佐賀県内に本店が有る	2.0点	2.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有る	1.0点	
		上記以外	0.0点	
優良施工工事	同一工種で過去2年間における佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験（注3）	優良施工業者表彰、優良工事表彰 安全施工業者表彰	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
配点計				8.0点

【配置予定技術者の能力】				
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点
同種工事の施工経験	国内における過去15年間の同種工事において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4）	主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
近隣地域内工事の施工実績	近隣地域内における過去5年間の同一工種において技術資格を有した施工経験（注1-1、-2、4、5）	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件以上	2.0点	2.0点
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験〇件～〇件	1.0点	
		上記以外	0.0点	
配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格（注6）	1級及び2級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は、技術士の資格有	1.0点	1.0点
		上記以外	0.0点	
継続教育の状況	配置予定技術者の継続教育の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0点	1.0点
		上記単位の半数以上推奨値未滿	0.5点	
		上記以外	0.0点	

配点計	6. 0点
-----	-------

配点合計	14. 0点
------	--------

注 1-1) 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

注 1-2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上に限る。

注 1-3) 評価内容の「〇〇内」については、「佐賀県内」、「九州内」又は「国内」のいずれかを選択し、工事内容に応じて各案件毎に設定する。

注 2-1) 最終請負額 2,000 万円以上の全ての工事成績評定点の平均点で評価する。

注 2-2) 工事成績評定点の対象である佐賀県発注工事については、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。また、九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去 3 年間(平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで)の期間に検査日があるもの全てとする。

注 3) 佐賀県又は九州内の国の機関（以下の①～③のいずれか）からの表彰とし、元請としての企業の表彰に限る。

(① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの)

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第 3 条第 1 号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定建設工事共同企業体としての表彰は評価対象としない。

注 4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 5) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 1/2 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

注 6) 技術士の対象は電気電子部門である。

10. 総合評価落札方式の評価及び提出資料作成の留意点について

10-1 【提出資料における留意点について】

●提出資料について

- ・提出を求められた各様式・調書（以下「各様式」という。）については該当の有無に関わらず全て提出すること。また、該当が無い場合は、その旨（例：該当無し）を記入すること。
- ・各様式の提出が無い場合、又は事実を証する書類の提出が無い場合は、当該評価項目毎の評価点を項目（評価内容で細分化されている場合は、その内容ごと）における最低点とする。

・自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園、建築物に係る設備工事、建築一式工事）の自己採点表について、提出が無い場合、宛名・所在地・商号又は名称・代表者氏名・工事名の全てが空欄の場合は、失格となるので注意すること。

・事実を証する書類について、各様式で重複する場合は、同じ工事カルテ、証明書等を各様式に添付資料として提出する必要はない。その場合、事実を証する書類は1部のみ添付するものとし、様式にはその旨（例：同種工事の施工実績調書（様式第6号）の○番目に添付）を記載すること。また、【入札参加資格に関する提出資料】と【総合評価落札方式に関する提出資料】で重複する場合においても、事実を証する書類の添付は1部のみでよく、複数提出する必要はない。

- ・受付締切日時以降の提出資料の修正及び再提出は認めない。
- ・提出資料は以下のとおりとする。

◎別紙1（入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表）を添付のうえ、提出すること。また、提出する各様式にはインデックスを付し、順序は下記を参考とすること。

（提出資料の順序）（例）

- 書
類
- 入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表（別紙1）
 - 【入札参加資格に関する提出資料】
 - 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類
 - 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類
 - 総合評定値結果通知書の写し
 - 【総合評価落札方式に関する提出資料】
 - 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類
又は事前審査登録証の写し（事前登録対象工事に限る）
 - 工事成績評定点調書（企業）（別紙2-1）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類又は事前審査登録証の写し
 - 当該年度受注件数及び請負額調書（別紙2-3）及び事実を証する書類（※自己採点型C、D、舗装B、造園のみ）
 - 最終請負額調書（別紙2-4）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類
又は事前審査登録証の写し（※自己採点型Cのみ）
 - 近隣地域内工事の実績調書（別紙3）及び事実を証する書類
 - 施工計画書（別紙4-1-〇）
 - 防災協定調書（別紙5）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
 - 維持工事の施工実績調書（別紙6）及び事実を証する書類
又は、事前審査登録証の写し
 - 施工機械の保有状況調書（別紙9）及び事実を証する書類
 - 優良施工工事調書（別紙7）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
 - 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類
 - 工事成績評定点調書（技術者）（別紙2-2）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類
 - 継続教育調書（別紙8）及び事実を証する書類
 - 自己採点表

10-2 【企業の施工能力】

●同種工事の施工実績

・様式第6号（同種工事の施工実績調書）に記入すること。

・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により同種工事の施工実績の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。（調書及び事実を証する書類の提出は必要ない。）なお、総合評価事前審査登録証の添付が無い場合は、実績無しとして取り扱う。

・元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績で代表的な公共工事の施工実績について、〇件を上限として（件数は各入札案件公告毎に設定）記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

・自己採点型（B、C）については、元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績の代表的な公共工事の施工実績3件を上限として記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。

・自己採点型（舗装、法面、地すべり）については、元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績の代表的な公共工事の施工実績6件（舗装は12件）を上限として記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。

・特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率20%以上に限る。

・経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

・経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

・最終請負額250万円以上の工事に限る。

・事実を証する資料として、工事の内容（最終契約数量）が確認できる以下のいずれかの書類を提出すること。なお、以下の書類で明確に確認できない場合は、適宜函面や数量総括表などを添付すること。

① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）

※2,500万円以下の簡易コリズは発注業種の確認を行うことができるが、最終の契約内容が確認できないため②又は③を併せて提出とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。

② 契約書の写し及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

（建築一式工事）

・建築一式工事においては、公共工事に限定せず、民間工事でも可とする。

（PC橋工事等）

・PC橋上部工工事（下部工工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は代表者のものに限る。

（企業が合併した場合の取り扱い）

・同種工事の施工実績は、合併で資格を喪失した企業の施工実績も評価対象とする。

（経常建設共同企業体の取り扱い）

・同種工事の施工実績の対象は、設定された期間内における企業単体での施工実績、経常建設共同企業体での施工実績いずれも1件として取り扱う。

●工事成績（企業）

- ・別紙2-1（工事成績評定点調書（企業））に記入すること。
- ・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により工事成績の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。（調書及び事実を証する書類の提出は必要ない。）

・佐賀県発注工事の同一工種で過去3年（平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知があるもの全てとする。

但し、**建築一式工事、建築物に係る設備工事、造園工事**については、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年（平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知があるもの全てとする。

※当該年度4月30日までの公告案件については、前々年度までの過去3（5）年（平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により工事成績の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。（調書及び事実を証する書類の提出は必要ない。）

・九州地方整備局発注工事は、同一工種で過去3年間（**建築一式工事、造園工事**については5年間）（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の期間に検査日があるもの全てとする。

- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。
- ・経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。
- ・経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。
- ・設定された最終請負額以上のものに限る。
- ・別紙2-1により申請する場合は、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する資料として以下のいずれかの書類を提出すること。

① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）

※2,500万円以下の簡易コリンプは最終の契約内容が確認できないため不可とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。

② 契約書の写し及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

・工事成績評定点の実績が無い場合は70点以下として取扱う。

（標準型、簡易型、簡易型B、簡易型C、技術提案チャレンジ型、特別簡易型B、自己採点型（B、C、舗装、法面、地すべり、建築物に係る設備工事、建築一式工事）、特別簡易型、高度技術提案型）

・工事成績評定点の平均点は、少数第1位を四捨五入した値とし評価点を加算する。

（自己採点型D、舗装B、造園）

・工事成績評定点の平均点は、少数第2位を四捨五入した値とし評価点を加算する。

（土木一式工事）

・土木一式工事（特A）：最終請負額が5,000万円以上（A級期間の請負工事は2,000万円以上）とする。

・土木一式工事（A）：最終請負額が2,000万円以上（特A級期間の請負工事は5,000万円以上、B級期間の請負工事は700万円以上）とする。

・土木一式工事（B）：最終請負額が700万円以上（A級期間の請負工事は2,000万円以上、C級期間の請負工事は250万円以上）とする。

（建築一式工事）

・建築一式工事（A）：最終請負額4,500万円以上（B級期間の請負工事は1,500万円以上）とする。

（建築物に係る設備工事）

・建築物に係る設備工事（A）：最終請負額1,000万円以上（B級期間の請負工事は500万円以上）とする。

（とび・土工・コンクリート工事）

・法面工事及び地すべり工事：最終請負額1,000万円以上とする。

（舗装工事）

・自己採点型（舗装）：最終請負額1,000万円以上の全ての工事とする。
・自己採点型（舗装B）：全ての工事とする。

（造園工事）

・造園工事：全ての工事とする。

（PC橋工事等）

・PC橋上部工工事（下部工工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は代表者のものに限る。

（企業が合併した場合の取り扱い）

・対象期間に企業が合併している場合は、等級上位の企業を対象とするが、同じ等級の企業同士の合併の場合は、双方の企業の工事成績を対象とする。

（経常建設共同企業体の取り扱い）

・双方の企業単体での工事成績及び経常建設共同企業体での工事成績全てが対象となり、すべての平均点で評価する。

●手持ち工事（※自己採点型C、D）

・手持ち工事件数は、受注件数により評価する。

・手持ち工事量比率は、当該年度の当初請負額÷過去5年間の年平均最終請負額（小数第2位四捨五入、小数第1位止め）により評価する。（自己採点型Cのみ）

1. 手持ち工事件数、手持ち工事量比率の当該年度の当初請負額

・別紙2-3（当該年度受注件数及び当初請負額調書）に記入すること。

・土木一式工事A級として受注した、当初請負額2,000万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で当該年度4月1日から公告日までの期間に落札決定日（落札者決定通知書の通知日）があるものを対象工事とする。

・土木一式工事B級として受注した、当初請負額700万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で当該年度4月1日から公告日までの期間に落札決定日（落札者決定通知書の通知日）があるものを対象工事とする。

・当初請負額は税込額を記入する。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての請負工事は1件として数える。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての当初請負額は出資比率を乗じて算出する。（円未満四捨五入）

・事実を証する資料として以下のいずれかの書類を提出すること。

- ① 受注登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）
- ② 契約書の写し及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
（経常建設共同企業体の取り扱い）
- ・土木一式工事 A 級として受注した双方の企業単体での請負工事及び経常建設共同企業体での請負工事全てが対象となり、すべての受注件数、当初請負額で評価する。
- ・土木一式工事 B 級として受注した双方の企業単体での請負工事及び経常建設共同企業体での請負工事全てが対象となり、すべての受注件数で評価する。

2. 手持ち工事量比率の過去 5 年間の年平均最終請負額

- ・別紙 2-4（最終請負額調書）に記入すること。
- ・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により工事最終請負額の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。（別紙 2-4 及び事実を証する書類の提出は必要ない。）
- ・対象工事は、佐賀県発注工事の同一工種で過去 5 年（平成〇〇年 4 月 1 日～令和〇〇年 3 月 31 日）までの期間に検査日があり、かつ、公告日までに成工認定通知がある全てのもの）を対象とする。
- ※当該年度 4 月 30 日までの公告案件については、前々年度までの過去 5 年（平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。
- ・最終請負額が 2,000 万円以上（特 A 級期間の請負工事は 5,000 万円以上、B 級期間の請負工事は 700 万円以上及び C 級期間の請負工事は全て）を対象工事とする。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての最終請負額は出資比率を乗じて算出する。（円未満四捨五入）
- ・経常建設共同企業体の構成員としての最終請負額は出資比率を乗じて算出する。（円未満四捨五入）
- ・別紙 2-4 により申請する場合は、成工認定通知の写し及び事実を証する資料として以下のいずれかの書類を提出すること。
 - ① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）
※2,500 万円以下の簡易コリンプは最終の契約内容が確認できないため不可とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。
 - ② 契約書の写し及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
 - ③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
（経常建設共同企業体の取り扱い）
- ・双方の企業単体での請負工事及び経常建設共同企業体での請負工事全てが対象となり、すべての請負工事の年平均最終請負額で評価する。

●手持ち工事（※自己採点型 舗装 B、造園）

- ・手持ち工事件数は、受注件数により評価する。

1. 手持ち工事件数

- ・別紙 2-3（当該年度受注件数及び当初請負額調書）に記入すること。
- ・舗装 A 級として受注した当初請負額 500 万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で、当該年度 4 月 1 日から公告日までの期間に落札決定日（落札者決定通知書の通知日）があるものを記入すること。なお、評価にあたっては、当該工事の開札日前日までの期間に落札決定日（落札者決

定通知書の通知日)があるものを対象工事とし、公告日以降開札日前日までの工事については県が記入する。

・造園工事A級として受注した当初請負額600万円以上の同一工種の佐賀県発注工事で当該年度4月1日から公告日までの期間に落札決定日(落札者決定通知書の通知日)があるものを対象工事とする。(造園)

- ・当初請負額は税込額を記入する。
- ・事実を証する資料として以下のいずれかの書類を提出すること。
 - ③ 受注登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し(工事カルテ一式)
 - ④ 契約書の写し及び工事内容の分かる書類(設計書、仕様書等)

●地域貢献度

1. 防災協定

- ・別紙5(防災協定調書)に記入すること。
- ・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により防災協定の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。(調書及び事実を証する書類の提出は必要ない。)なお、総合評価事前審査登録証の添付が無い場合は、実績無しとして取り扱う。
- ・防災協定締結の翌年度の案件から評価の対象とする。

地域貢献度(防災協定)の評価

		防災協定に基づく活動実績の評価(当面は協定締結の有無及び活動拠点である本店所在地での評価)					
現土木事務所	旧土木事務所	造園工事 (自己採点型(造園))	港湾土木工事(水上施工) (工事内容によりa又はbのいずれかを選択)		土木一式工事(自己採点型Dを除く) 建築一式工事	土木一式工事 (自己採点型D)	
		佐賀県との協定書の有無	a. 港湾・漁港区域	b. 公共海岸(港湾・漁港区域を除く)及び河川高潮対策区間	土木事務所又は農林事務所との協定の有無		
		地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定の有無	土木事務所又は農林事務所との協定の有無 ①協定締結かつ旧土木事務所管内(平成26年9月統合前)に本店有 ②上記①以外		協定の有無及び活動拠点である本店の所在地で3段階の評価 ①協定締結かつ旧土木事務所管内(平成26年9月統合前)に本店有 ②協定締結かつ上記①以外に本店有 ③協定を締結していない		協定の有無及び活動拠点である本店の所在地で3段階の評価 ①旧土木事務所管内(平成13年4月統合前)に本店有かつ協定締結 ②旧土木事務所管内(平成13年4月統合前)に本店有 ③上記①②以外
		佐賀県内	佐賀県内	管内(2)	管内(2)	管内(4)	
佐賀土木事務所	旧佐賀土木事務所、佐賀市三瀬村 旧小城土木事務所	佐賀県内	佐賀県内	佐賀土木事務所管内	佐賀土木事務所管内	佐賀市 多久市、小城市	
東部土木事務所	旧神埼土木事務所 旧鳥栖土木事務所			神埼市、吉野ヶ里町	神埼市、吉野ヶ里町		
唐津土木事務所	唐津土木事務所			鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町		
伊万里土木事務所	伊万里土木事務所			唐津土木事務所管内	唐津土木事務所管内		
伊万里土木事務所	伊万里土木事務所			伊万里土木事務所管内	伊万里土木事務所管内		
杵藤土木事務所	旧武雄土木事務所 旧鹿島土木事務所			伊万里土木事務所管内	伊万里土木事務所管内		
				武雄市、白石町、江北町、大町町	武雄市、大町町、江北町、白石町		
				鹿島市、嬉野市、太良町	鹿島市、嬉野市、太良町		

(土木一式工事)

- ・協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書

締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。ただし、農林事務所との協定書にあっては、応急対策業務区域が設定された土木事務所管内のものに限る。

- ・前年度において、土木事務所又は農林事務所と締結した協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料（締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿）を添付すること。

（造園工事）

- ・協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は佐賀県との協定書締結の有無に置き換え評価を行う。

- ・前年度において、佐賀県と締結した協定書に基づく活動対象者であることが確認できる資料（締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿）を添付すること。

（建築一式工事）

- ・協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。ただし、農林事務所との協定書にあっては、応急対策業務区域が設定された土木事務所管内のものに限る。

- ・前年度において、土木事務所又は農林事務所と締結した協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料（締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿）を添付すること。

（港湾土木工事（水上施工））

- ・港湾・漁港区域にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時の応急対策に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課との協定書締結の有無に置き換え評価を行う。

- ・前年度において、地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課と締結した協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料（締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿）を添付すること。

- ・公共海岸（港湾区域及び漁港区域内の海岸を除く）及び河川高潮対策区間にあっては、協定書に基づく活動の実績の評価は、「災害時における応急対策に関する細目協定書」（以下「協定書」という）に基づく活動の実績で評価を行うが、当面は土木事務所又は農林事務所との協定書締結の有無及び活動拠点である本店の所在地に置き換え評価を行う。ただし、農林事務所との協定書にあっては、応急対策業務区域が設定された土木事務所管内のものに限る。

- ・前年度において、土木事務所又は農林事務所と締結した協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料（締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿）を添付すること。

（経常建設共同企業体の取り扱い）

- ・いずれか1社が該当すれば評価する。

2. 工事の拠点

- 別紙10（本店所在地）又は様式第8号（営業所一覧表）により記入すること。

地域貢献度(工事の拠点)の評価

		工事の拠点の状況(本店、支店・営業所、製品を製作する工場の所在地)の評価				
現土木事務所	旧土木事務所	法面工事、地すべり工事 港湾土木(水上施工)工事 橋梁補修工事 電気通信工事 鋼橋工事 PC橋工事	建築物に係る設備工事 (特別簡易型・自己採点型 (建築物に係る設備工事))	土木一式工事 (簡易型B、技術提案チャレンジ型、自己採点型B) 専門工事 (自己採点型(舗装・舗装B)) 建築一式工事 (簡易型B、特別簡易型B、自己採点型(建築一式工事))	土木一式工事 (簡易型C、自己採点型C)	土木一式工事 (自己採点型D)
		佐賀県内	当該土木事務所管内	旧土木事務所管内 (平成26年9月統合前)	近隣地域	旧土木事務所管内 (平成13年4月統合前)
		佐賀県内	管内(1)	管内(2)	管内(3)	管内(4)
佐賀土木事務所	旧佐賀土木事務所、 佐賀市三瀬村	佐賀県内	佐賀土木事務所管内	佐賀土木事務所管内	佐賀市(諸富町、川副町、東与賀町、久保田町を除く)	佐賀市
	旧小城土木事務所				佐賀市(諸富町、川副町、東与賀町、久保田町)	
東部土木事務所	旧神埼土木事務所	佐賀県内	東部土木事務所管内	神埼市、吉野ヶ里町		
	旧鳥栖土木事務所			鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町		
唐津土木事務所	唐津土木事務所	唐津土木事務所管内	唐津土木事務所管内	唐津土木事務所管内		
伊万里土木事務所	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所管内	伊万里土木事務所管内	伊万里土木事務所管内		
杵藤土木事務所	旧武雄土木事務所	杵藤土木事務所管内	杵藤土木事務所管内	武雄市、大町町、江北町、白石町		
	旧鹿島土木事務所			鹿島市、嬉野市、太良町		

(土木一式工事(簡易型B・簡易型C・技術提案チャレンジ型・自己採点型B・自己採点型C)、
専門工事(自己採点型(舗装・舗装B))、建築一式工事)

- 旧土木事務所管内(平成26年9月統合前)における建設業法第3条に規定する本店の有無で評価する。

ただし、佐賀土木事務所管内における土木一式工事(簡易型C・自己採点型C・自己採点型D)は以下のとおりとする。

○佐賀土木事務所管内における土木一式工事(簡易型C・自己採点型C)は、以下の3地区とする。

- 佐賀市(諸富町、川副町、東与賀町、久保田町を除く)
- 佐賀市(諸富町、川副町、東与賀町、久保田町)
- 多久市、小城市

○佐賀土木事務所管内における土木一式工事(自己採点型D)は、以下の2地区とする。

- 佐賀市
- 多久市、小城市

(法面工事、地すべり工事)

- 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所の有無で評価する。
- 佐賀県内に支店、営業者が有る者で、「法面工事準県内企業①」に該当するものの確認については、**最新の通知**をもって行うこととするため、これに関する資料の提出は必要ない。

(港湾土木工事(水上施工)、橋梁補修工事、電気通信工事)

- 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所の有無で評価する。

(鋼橋工事)

・佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所の有無で評価する。また、佐賀県内に鋼構造物を製作する工場（建設業許可の有無は問わない）を有する場合、及び法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する場合も評価する。

・鋼構造物を製作する工場とは、鋼橋、水門、堰、河川工作物を製作する稼働中の工場とし、これを有している場合は所有していることを証明できる書類を提出すること。

・また法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当するとは、下記のとおりとし、これを証明できる書類を提出すること。

ア. 株主等の1人（個人である株主等については、その1人及び次の(ア)から(イ)に掲げる者）
が他の会社を支配している場合における当該他の会社

(ア)株主等の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族及び配偶者）

(イ)株主等の内縁の配偶者

(ウ)個人である株主等の使用人

(エ)(ア)から(イ)までに掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭等で生計を維持している者

(オ)(イ)から(エ)に掲げる者と生計を一とする親族

イ. 株主等の1人及び前号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

ウ. 株主等の1人及び前2号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

エ. アからウまでに規定する会社が2以上ある場合には、その2以上の会社が相互に資本面に深い関係がある者とみなす。

※他の会社を支配している場合とは、法人税法施行令第4条第3項に該当する場合とする。

・当該他の会社の50%を超える株式、出資金額又は議決権を有している場合

・当該他の会社の50%を超える株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）に限る。）を有している場合

(PC橋工事)

・佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所の有無で評価する。また、佐賀県内にPC桁を製作する工場（建設業許可の有無は問わない）を有する場合、及び法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する場合も評価する。

・PC桁を製作する工場とは、プレテンT桁、プレテンホロー桁、プレキャストセグメントなどこれらに類する桁を製作する稼働中の工場とし、これを有している場合は所有していることを証明できる書類を提出すること。

・また法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当するとは、下記のとおりとし、これを証明できる書類を提出すること。

ア. 株主等の1人（個人である株主等については、その1人及び次の(ア)から(イ)に掲げる者）
が他の会社を支配している場合における当該他の会社

(ア)株主等の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族及び配偶者）

(イ)株主等の内縁の配偶者

(ウ)個人である株主等の使用人

(エ)(ア)から(イ)までに掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭等で生計を維持している者

(オ)(イ)から(エ)に掲げる者と生計を一とする親族

イ. 株主等の1人及び前号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の

会社

ウ. 株主等の1人及び前2号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

エ. アからウまでに規定する会社が2以上ある場合には、その2以上の会社が相互に資本面に深い関係がある者とみなす。

※他の会社を支配している場合とは、法人税法施行令第4条第3項に該当する場合とする。

- ・当該他の会社の50%を超える株式、出資金額又は議決権を有している場合
- ・当該他の会社の50%を超える株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）に限る。）を有している場合

（経常建設共同企業体の取り扱い）

- ・いずれか1社が該当すれば評価する。

●優良施工工事

- ・別紙7（優良施工工事調書）に記入すること。
- ・「佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領」により優良施工工事の登録を受けている者については、総合評価事前審査登録証の写しを提出すること。（調書及び事実を証する書類の提出は必要ない。）なお、総合評価事前審査登録証の添付が無い場合は、実績無しとして取り扱う。

・佐賀県又は九州内（佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の国の機関（以下の①～③のいずれか）から、過去2年（平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）に表彰を受けた経験がある場合は、「表彰状の写し」または「優良工事についての通知書及び添付一覧表の写し」等これを証するものを添付すること。

- ① 九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）
- ② ①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）
- ③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの

- ・特定建設工事共同企業体としての表彰は、評価対象としない。
- ・経常建設共同企業体としての表彰は、同じ構成員となる経常建設共同企業体の表彰のみ評価対象とする。
- ・経常建設共同企業体としての表彰は、構成員単独の表彰として評価しない。
- ・経常建設共同企業体の構成員の企業単独としての表彰は、経常建設共同企業体の表彰として評価する。
- ・国の表彰は、優良施工業者表彰又は安全施工業者表彰に限る。
- ・佐賀県の表彰は「佐賀県優秀技術者等表彰要綱」に基づく表彰に限る。
なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。
- ・元請としての企業の表彰に限る。
- ・同一工種に限る。
- ・登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し、契約書の写し及び工事内容のわかる書類（設計書、仕様書等）、発注者の履行証明及び工事内容のわかる書類（設計書、仕様書等）等事実を証する書類を添付すること。

（企業が合併した場合の取り扱い）

- ・合併で資格を喪失した企業の実績も評価対象とする。

(経常建設共同企業体の取り扱い)

- ・いずれか1社が該当すれば評価する。

●専門性

- ・別紙9(施工機械の保有状況調書)に記入すること。
- ・自社所有とは、佐賀県内の資材置場又は倉庫等で施工機械を管理していることをいう。

(舗装工事)

- ・アスファルトフィニッシャを自社所有しているか、又は3年以上連続してリースしていれば評価を行う。
- ・自社所有している場合は、その所有を証明する機械管理台帳、固定資産台帳等及び写真(全景とナンバープレート等台帳と相関を示す写真とする)の写しを提出すること。
- ・長期間リースした実績がわかる契約書の写し等、事実を証する資料を提出すること。

(法面工事、地すべり工事)

- ・モルタル吹付機を自社所有しているか、又は3年以上連続してリースしていれば評価を行う。
- ・「ロータリーパーカッション式ボーリングマシン」又は「大口径ボーリングマシン又はダウンザホールハンマ」を各々自社所有していれば評価を行う。
- ・自社所有している場合は、佐賀県内の資材置場又は倉庫等に管理していることので分かる管理場所の全景写真(場所が特定できる写真)と配置見取図、その所有を証明する機械管理台帳、固定資産台帳等及び写真(機械全景とナンバープレート等台帳と相関を示す写真とする)の写しを提出すること。
- ・リースしている場合は、長期間リースした実績がわかる契約書の写し等、事実を証する資料を提出すること。

10-3 【配置予定技術者の能力】

- ・配置予定技術者調書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補者について記入し提出できるが、複数の候補者がある場合の総合評価の評点は、配置予定技術者の能力に係る総合評価点が低い者で評点する。(上限は3名までとする)

- ・配置予定技術者調書に記載された技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。この場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(経常建設共同企業体の取り扱い)

- ・経常建設共同企業体の配置予定技術者の能力の評価については、各構成員毎に配置される配置予定技術者の評価点を比較し、各項目毎に高い方を採点する。資料については必ず双方の企業の2名分を提出すること。また、複数の候補者を提出する場合は、提出された配置予定技術者の全ての組み合わせの評価点を比較し、配置予定技術者の能力に係る総合評価点が最も低いもので採点する。

(自己採点型(B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園))

- ・自己採点型(B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園)において、複数の候補者の配置予定技術者を提出する場合は、配置予定技術者の自己採点表(別紙11)を提出すること。

●同種工事の施工経験

- ・様式第7号(配置予定技術者調書)に記入すること。
- ・本工事を受注した場合に、主任(又は監理)技術者として配置する予定の技術者について記入すること。
- ・資格保有の事実を証する書類は以下のいずれかの書類を提出すること。

- ① 監理技術者資格者証の写し

② 検定合格証明書の写し・資格者証の写し

・国内における元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績で代表的な公共工事の施工経験について、〇件を上限として（件数は各入札案件公告毎に設定）記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

・自己採点型（B、C、舗装、法面、地すべり）については、国内における元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績で代表的な公共工事の施工経験について、3件を上限として記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。

・監理技術者、主任技術者及び現場代理人として従事した工事の施工経験に限る。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。

・経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

・最終請負額250万円以上に限る。

・事実を証する資料として、従事及び工事の内容（最終契約数量）が確認できる以下のいずれかの書類を提出すること。なお、以下の書類で明確に確認できない場合は、適宜図面や数量総括表などを添付すること。

① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）

※2,500万円以下の簡易コリンスは最終の契約内容が確認できないため不可とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。

② 契約書の写し、配置予定技術者の従事及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

・担当技術者の施工経験は入札参加資格としては認めるが、総合評価における配置予定技術者の能力の同種工事の施工経験での加点は行わない。

・主任技術者、監理技術者及び現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

・配置予定技術者の従事期間についても記入すること。

（建築一式工事）

・建築一式工事においては、公共工事に限定せず、民間工事でも可とする。

（PC橋工事等）

・PC橋上部工工事（下部工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者としての実績に限る。

●工事成績（技術者）

・自己採点型（B、C、舗装、法面、地すべり、建築物に係る設備工事及び建築一式工事）の場合に提出する調書として、別紙2-2（工事成績評定点調書（技術者））に記入すること。

・調書へは、主任技術者、監理技術者及び現場代理人としての施工経験を有する工事の中で最高点の工事1件を記入すること。

・佐賀県発注工事の同一工種で過去3年（平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）までの期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てとする。

但し、**建築一式工事、建築物に係る設備工事**については、佐賀県発注工事の同一工種で過去5年（平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）までの期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てとする。

※当該年度4月30日までの公告案件については、前々年度までの過去3（5）年（平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）の期間に検査日があり、かつ、公告日までに工事成績評定通知がある全てのものとする。

- ・監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事した工事の施工経験に限る。
- ・主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。
- ・経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。
- ・設定された最終請負額以上のものに限る。
- ・工事成績評定通知書の写し及び事実を証する資料として以下のいずれかの書類を提出すること。
 - ① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）
※2,500万円以下の簡易コリンズは最終の契約内容が確認できないため不可とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。
 - ② 契約書の写し、配置予定技術者の従事及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
 - ③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
- ・工事成績評定点の実績が無い場合は**75点以下**として取扱う。
- ・自己採点型B（土木一式工事（特A））：最終請負額が5,000万円以上（A級期間の請負工事は2,000万円以上）とする。
- ・自己採点型C（土木一式工事（A））：最終請負額が2,000万円以上（特A級期間の請負工事は5,000万円以上、B級期間の請負工事は700万円以上）とする。
- ・自己採点型（建築一式工事）：最終請負額4,500万円以上（B級期間の請負工事は1,500万円以上）とする。
- ・自己採点型（建築物に係る設備工事）：最終請負額1,000万円以上（B級期間の請負工事は500万円以上）とする。
- ・自己採点型（舗装、法面、地すべり）：最終請負額が1,000万円以上とする。

●近隣地域内工事の施工経験

- ・別紙3（近隣地域内工事の施工経験調書）に記入すること。
- ・近隣地域内における元請としての同一工種で、過去5年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績で代表的な公共工事の施工経験について、〇件を上限として（件数は各入札案件公告毎に設定）記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。
- ・自己採点型（B、C、舗装、法面、地すべり）については、近隣地域内における元請としての

同一工種で、過去5年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績で代表的な公共工事の施工経験について、**3件を上限として**記入すること。なお、上限を超えて記載された工事については評価しない。

- ・ 監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者として従事した工事の施工経験に限る。
- ・ 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。
- ・ 経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、構成員それぞれの施工実績とする。
- ・ 最終請負額250万円以上に限る。
- ・ 事実を証する資料として、従事及び工事の内容（最終契約数量）が確認できる以下のいずれかの書類を提出すること。なお、以下の書類で明確に確認できない場合は、適宜図面や数量総括表などを添付すること。

① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）

※2,500万円以下の簡易コリンプは最終の契約内容が確認できないため不可とする。ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。

② 契約書の写し、配置予定技術者の従事及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

- ・ 工事カルテ等の添付資料で、近隣地域内であることが確認できない場合は、位置図を添付すること。

- ・ 主任技術者、監理技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

（建築一式工事）

- ・ 建築一式工事においては、公共工事に限定せず、民間工事でも可とする。

（PC橋工事等）

- ・ PC橋上部工工事（下部工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者としての実績に限る。

近隣地域の設定

配点	評価基準
土木一式工事 建築一式工事 建築物に係る設備工事 舗装工事	旧土木事務所管内（平成26年9月統合前）で設定を行う。※1 ただし、佐賀土木事務所管内は、自己採点型Dを除き下の3地区で設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・多久市・小城市 ・佐賀市（久保田町、東与賀町、川副町、諸富町を除く） ・佐賀市（久保田町、東与賀町、川副町、諸富町） また、佐賀土木事務所管内の自己採点型Dの場合は、以下の2地区で設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・多久市、小城市 ・佐賀市 ※1）佐賀土木以外の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・神崎市、吉野ヶ里町：（旧神崎土木） ・鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町：（旧鳥栖土木） ・唐津土木 ・伊万里土木 ・武雄市、大町町、江北町、白石町：（旧武雄土木） ・鹿島市、嬉野市、太良町：（旧鹿島土木）
法面工事 地すべり工事 橋梁補修(Co橋)工事	県内4地区（佐賀）（東部）（唐津・伊万里）（杵藤）で設定する。
PC橋工事 鋼橋工事 橋梁補修（鋼橋）工事 電気通信工事	佐賀県内とする。
港湾土木工事 （水上施工）	県内2地区（唐津・伊万里）（佐賀・杵藤）で設定する。

●配置予定技術者の資格

- ・様式第7号（配置予定技術者調書）に記入することとし、記載については同種工事の施工経験による。

●継続教育の状況

- ・別紙8（継続教育調書）に記入すること。
- ・各団体推奨単位或いはその半数の取得が確認できる学習履歴証明書を提出すること。この場合、基準日（証明日）は設定された日のものに限る（当該年度4月30日以前公告は公告前年度の9月30日を基準日、当該年度5月1日以降公告は公告前年度の3月31日を基準日、当該年度11月1日以降公告は当該年度の9月30日を基準日とする）ものとし、各団体が設定した推奨値の取得期間に応じた証明書とすること。なお、推奨値の設定がなされていない団体の証明書、基準日（証明日）が設定された日でないものは加点しない。なお、CPD技術者証の写しと取得状況が確認できるインターネットでの検索結果の写し両方をもって学習履歴証明書に代えることができるものとする。
- ・CPDの団体としては、（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建設コンサルタンツ協会、（公

社)地盤工学会、(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会)、(一社)日本環境アセスメント協会、(公社)日本コンクリート工学会、(公社)日本技術士会、(一社)日本建築学会、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本造園学会、(公社)日本都市計画学会、(公社)農業農村工学会などがある。なお、これ以外の団体の継続教育制度についても評価するものとする。

(例として、(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、推奨値が設けられており、基準日(証明日)から過去の証明書を提出する。)

10-4 【技術提案、簡易な施工計画】

●技術提案(標準型)

- ・技術提案審査基準により指定された課題に関する技術提案を別紙4-2(技術提案書)に記入すること。
- ・技術提案書を作成せず発注者が示した標準案で施工する場合は意思表明書(別紙4-3)を提出すること。
- ・必要に応じ提案項目毎に説明図表や関連資料を提出することができる。(提出した諸資料は提案文字数には含まない。)
- ・技術提案について、標準案に基づく意思表明があった場合を除き、未提出又は白紙の場合は失格とする。なお、標準案に基づき施工する場合は、その旨書面による事前の意思表明が必要であり、その場合の技術提案の配点は0点とする。この標準案とは、発注者が設計図書に示した仕様書及び図面、積算資料等をいう。また、技術提案が不採用の場合に標準案に基づき施工する意思がある場合は、その旨を書面により事前に意思表明するものとする。これがない場合、失格となる。
- ・課題に対し、提案内容が不適切である場合は失格とする。
- ・提案内容が課題に対する内容であっても、共通仕様書及び基本法令等の条件に明らかに違反している場合は失格とする。
- ・提案については各提案文章の先頭に①、②、③と番号を付け、箇条書きとすること。
- ・提案の文章は、目的、効果、対象、場所、具体的な方法や手段、数量等(数量、範囲、頻度、基準値(目標値)等)を明確に記載すること。
- ・提出の際は、紙での提出にあわせ、電子データをCD-Rで提出すること。
- ・技術提案を補足説明する図面や資料等がある場合は、紙での提出にあわせ、電子データをCD-Rで提出すること。
- ・提案の評価については、あくまでも技術提案書に記載されている文章で行う。

●簡易な施工計画(簡易型、簡易型B、技術提案チャレンジ型、簡易型C)

- ・別紙4-1-1~別紙4-1-4(施工計画書)に記入し提出すること。
- ・施工計画書にかかる提出資料の全部又は一部が未提出、白紙の場合は失格とする。
- ・工程表に計画工程を記入すること。(工程表は課題が工程管理についての技術的所見のときに必要に応じて求めるものとする)
- ・指定された課題に関する技術的所見を各様式に記入すること。
- ・提案については各提案文章の先頭に①、②、③と番号を付け、箇条書きとすること。
- ・提案の文章は、目的、効果、対象、場所、具体的な方法や手段、数量等(数量、範囲、頻度、基準値(目標値)等)を明確に記載すること。
- ・提出の際は、紙での提出にあわせ、電子データをCD-Rで提出すること。

- ・技術的所見を補足説明する図面等は添付しないこと。(建築一式工事を除く)
- ・施工計画の評価については、あくまでも施工計画書に記載されている文章で行う。
(建築一式工事)
- ・代替工法を用いる場合には、設計工法と同等以上の性能を有することが確認できる証明書等を添付すること。

10-5 【評価に係る留意点について】

●同種工事の設定

- ・同種工事は工事ごとに設定するものとしており、設定された同種工事に該当する工事実績を評価する。

なお、同種工事の定義については、各入札案件公告毎に定めるものとする。

●同一工種の設定

- ・同一工種については工事ごとに設定するものとしており、工種区分の内容一覧(別表1)において設定された番号に該当する工事実績を評価する。なお、工事実績で工種が複数に亘る場合は、主たる工事内容及び発注工種の種別(建設業許可業種)等で判断するものとし、複数の番号としての重複評価は行わない。

以下に工事内容ごとの同一工種の設定例について示す。

1. 土木一式工事

同一工種番号は、1, 2, 3, 4, 7, 8, 13, 14, 15, 16, 19, 23(造成), 24(敷地造成、園路広場), 25, 26, 28, 37とする。ただし、7にあっては水上工事(作業船(潜水士船を含む)を使用して行う工事)は対象としない。

2. 建築一式工事

建築一式工事として発注された工事とする。

3. 舗装工事

同一工種番号は、12とする。

4. 法面工事

同一工種番号は、17, 18とする。

5. 地すべり工事

同一工種番号は、17, 18とする。

6. 造園工事

造園工事として発注された工事とする。

7. PC橋工事

同一工種番号は、5, 11とする。

8. 鋼橋工事

同一工種番号は、9とする。ただし、工種が鋼橋架設については床版まで一括発注された

ものに限る。

9. 港湾土木工事（水上施工）

同一工種番号は、7, 31とする。ただし、7にあつては水上工事（作業船（潜水土船を含む）を使用して行う工事）に限る。

10. 橋梁補修工事

（コンクリート橋）同一工種番号は、6とする。

（鋼橋）同一工種番号は、6, 10とする

11. 電気通信工事

同一工種番号は、27 又は 33とする。

工種区分の内容一覧

(別表1)

番号	統合工種区分	工程内容	土木一式 工事	舗装 工事	法面 工事	地すべり 工事	PC橋 工事	鋼橋 工事	港湾土木 工事 (水上施工)	橋梁補修 工事 (コンクリート橋)	橋梁補修 工事 (鋼橋)	電気通信 工事 (電線共同 溝等)	電気通信 工事 (情報表示 装置等)
1	河川工事	河川工事において、築堤工、掘削工、護岸工(コンクリートブロック、矢板、橋梁等)、掘削工、水制工、堤防地盤処理工などこれに類する工事	○										
2	水路工事	用・排水路及び用排水兼用水路の工事において、築堤工、掘削工、護岸工(橋梁、張りブロック、矢板等)、掘削工、三面水路工、既製品水路工などこれに類する工事	○										
3	河川・水路構造物工事	河川・水路の構造物工事において、樋門(管)工、水(閘)門工、堰、揚排水機壇(上屋を除く)、貯水槽工などこれに類する工事(ただし、水道施設工事を除く)	○										
4	道路構造物工事	道路の構造物工事において、橋梁下部工及び基礎工、鉄筋コンクリート橋工、カルバート工、床版打替工、宍産拡幅工(RC構造)、落橋防止工(RC構造)などこれに類する工事	○										
5	PC橋架設工事	橋梁工事において、PC橋架設工(工場製作桁に限る)、簡易組立橋梁工などこれに類する工事					○						
6	橋梁改修工事	橋梁改修工事において、RC構造以外による床版補強工、宍産拡幅工、巻立工、落橋防止工、ひび割れ注入工、断面修復工、表面被覆工などこれに類する工事								○	○		
7	海岸工事	海岸及び河川高潮対策区間の工事において、堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工などこれに類する工事	○						○				
8	道路改良工事	道路の改良工事において、土工、擁壁工、函渠工、側溝工、止土工、道路地盤処理工などこれに類する工事	○										
9	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事において、鋼橋架設工、鋼橋運搬工、鋼橋造のロックシェッドなどこれに類する工事						○					
10	塗装工事	鋼構造物の塗装に関する工事において、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、簡易組立橋梁塗装工などこれに類する工事									○		
11	PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁を除く)、架設及び製作架設に関する工事					○						
12	舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、安定処理路盤工、砕石路盤工、ブロック舗装工などこれに類する工事		○									
13	シールド・推進工事	施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法により、共同溝、地下立体交差、農業用水路、下水道などを設置する工事(ただし、水道施設工事を除く)	○										
14	開削埋設工事	施工方法が開削工法及び小口径の推進工法により、共同溝、地下立体交差、農業用水路、下水道、管類などを設置する工事(ただし、水道施設工事を除く)	○										
15	トンネル工事	トンネルに関する工事(小断面の水路トンネルを除く)で、トンネル掘削など本工にかかる工事	○										
16	砂防・治山工事	砂防・治山・急傾斜工事において、堰堤工、治山ダム工、山體工、擁壁工などこれに類する工事	○										
17	地すべり防止工事	地すべり防止を目的とした抑制工、抑止工、集水井工などこれに類する工事			○	○							
18	法面安定工事	植生工、改付工、法砕工(コンクリート等二次製品によるものを除く)、落石防止工、グラウト工などこれに類する工事			○	○							
19	ため池工事	ため池、沈砂池など貯水放流施設に関する工事(ただし、水道施設工事を除く)	○										
20	交通安全施設工事	河川・道路において、標識工(通信設備を備えた電光掲示板等を除く)、防護柵工、区画線工、トンネル内装工などこれに類する工事											
21	道路河川維持管理業務	河川・道路など公共機関が管理する施設において、巡視業務、法面等の除草、伐木、清掃、点在部補修などこれに類する工事											
22	緑地管理業務	公共機関が管理する施設において、緑地帯の除草、剪定、消毒などこれに類する工事											
23	下水処理場工事	下水道に関する工事において、ポンプ場工事、処理場工事などこれに類する工事	○										
24	公園工事	公園、緑地及び土地区画整理の造成整備に関する工事において、敷地造成、園路広場、植樹、芝付、ベンチ等の付帯施設の設置などこれに類する工事	○										
25	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防、治山ダム等は除く)	○										
26	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	○										
27	電気・通信共同溝工事	電気通信工事において、電線共同溝、情報ボックスなどこれに類する工事										○	
28	農地整備工事	土地改良工事において、農地造成、区画整理、暗渠排水などこれに類する工事(道路・用排水路等の施設整備を併せて行うものを含む)	○										
29	森林整備工事	森林整備に関する工事であって、地植え、植栽、受光伐、本数調整伐及び保育などこれに類する工事											
30	浚渫工事	水上工事において、ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船などをを用い浚渫又は干拓を行う工事							○				
31	港湾等構造物工事	水上工事(作業船(潜水土船を含む)を使用して行う工事)において、防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、棧橋、物揚場、魚礁などこれに類する工事							○				
32	電気設備工事	電気設備工事において、電源設備、受変電設備、電線敷設、照明設備などこれに類する工事											
33	通信設備工事	通信設備工事において、画像送受信設備、各種無線設備、光ケーブル敷設、制御設備、大型の電光掲示板などこれに類する工事											○
34	水門扉等設備工事	工場製作される鋼構造物の据付工事において、水門扉設備、堰上部設備、放流設備などこれに類する工事											
35	揚排水設備工事	工場製作されるポンプ又は除塵機の設備据付工事などこれに類する工事(更新、改造又は修繕工事を含む)											
36	道路付属機械設備工事	トンネル換気設備、トンネル非常用設備、道路排水設備などこれに類する工事											
37	施設整備に係る造成工事	学校、団地、スポーツ施設等の施設整備に係る造成工事において、土工、地盤改良工、擁壁工、排水工などこれに類する工事	○										

●技術提案等の留意点について

入札参加者から求める技術提案、技術的所見（以下、技術提案等）の提案数と文字数は以下のとおりとする。

総合評価の型式によって提案数及び文字数の制限が異なるため、各入札案件公告により確認を行うこと。

型式	提案数	文字数
標準型	25	2,500
簡易型	12	1,200
簡易型B	5	500
技術提案 チャレンジ型	5	500
簡易型C	4	400

（主な評価の考え方）

- ・技術提案及び簡易な施工計画の評価基準は下表による。

配点	評価基準
0点	<ul style="list-style-type: none"> ・標準案（設計図書で示した仕様書、図面等）と同程度の提案である。 ・標準案より優れた効果が期待できない（提案の有効性が確認できない） ・提案の実行性が曖昧である。 ・現地条件を踏まえた提案となっていない。
0.5点	<ul style="list-style-type: none"> ・標準案より優れた効果は期待できるが、提案の目的や具体的な方法や手段（製品名等）、対象、場所、数量等（数量、範囲、頻度、単位数量等）の記載が不十分である。
1.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・標準案より優れた効果が期待でき、かつ、提案の目的や具体的な方法や手段（製品名等）、対象、場所、数量等（数量、範囲、頻度、単位数量等）が記載されている。

- ・標準型の場合、技術提案又は標準案（設計図書で示した仕様書、図面等）により施工する旨の意思表示書が提出されているか確認を行う。（未提出の場合は失格とする）
- ・簡易型（B、Cを含む）、技術提案チャレンジ型の場合、簡易な施工計画（課題に対する技術的所見）が未提出または白紙となっていないか確認を行う。（未提出または白紙の場合は失格とする）
- ・工事毎に設定された課題に対し、提案内容が課題対応と異なるものや不適切なものとなっていないか確認を行う。（不適切である場合は失格とする）
- ・提案内容が課題に対する内容であっても、共通仕様書及び基本法令等の条件に明らかに違反しているものとなっていないか確認を行う。（明らかな違反の場合は失格とする）
- ・配点は、1つの提案に対し1.0点を満点とし0.5点刻みで行う。
- ・審査は落札者決定基準に示している課題順、提案文章に振られている番号順に行う。

- 提案内容に、目的や効果、具体的な方法や手段（製品名等）、対象、場所、数量等（数量、範囲、頻度、単位数等）が明確に記載された文で、その内容が工事毎に設定された課題に有効なものについて評価する。
- 提案内容で「…するよう努める」、「必要に応じて…」、「出来るだけ…」、「…した場合は」、「…を協議する」などの表現については、実施するかどうか曖昧であるため評価しない。
- 提案内容で「…に確認して…の要望があれば…を検討し実施する」などの表現については、実施内容が曖昧であることや、実施に至るまでの履行状況の確認が難しいため評価しない。
（例）「近接住民と区長に対して月 1 回騒音・振動に対する聞き取り調査を行い、要望等考慮したうえで施工の改善を行う」、「地元区長を通して月 1 回、振動に関する聞き取りを行い、改善要望があれば対策をとり影響を低減する」など
- 1つの提案の文中に複数の提案（「…、また…する」、「…、及び…する」のような表現で具体的な方法や手段が複数ある）が記載されていた場合は、文中の最初の提案のみ評価対象とし、それ以外は評価しない。
- 同一要因に対する同一対策が、対象・場所別にされた提案については、重複していることから評価しない。
- 提案内容で、管理規格値の範囲を単に狭めるような、標準案（設計値、基準値）より必ずしも効果があるとは考えにくい提案については、評価しない。
（例）「コンクリートの品質を向上させるため、生コンクリートの受入検査において、単位水量が $\pm \Delta \Delta \text{kg/}\text{m}^3$ の範囲にあるもの以外は使用しない。」など
- 課題に対する提案数の上限を設定している。上限を超える提案については評価しない。
- 提案は、設定された文字数以内に簡潔にとりまとめること。これを超えた部分は評価しない。
（建築一式工事）
- 提案内容で、仕様書の内容と同程度の提案については、評価しない。
（例）「近隣の騒音対策として、土曜・日曜及び祝日は作業を行わない。」など

●自己採点型の留意点について

- 自己採点表の提出が無い場合、宛名・所在地・商号又は名称・代表者氏名、工事名の全てが空欄の場合は、失格とする。
- 自己採点型は、提出された自己採点表の加算点を入札価格で除した数値（以下、「仮の評価値」）の1位の者を落札候補者とし、入札の保留を行い、提出された自己採点表と技術資料の確認審査を行う。
- 仮の評価値1位の者の技術資料の確認審査において、提出された自己採点表の各評価項目の配点に誤りがあった場合、上方修正は行わない（提出された自己採点の加算点どおりとする）。
また、同確認審査において、各評価項目の配点に下方修正があった場合については、該当する評価項目の評価点は「最低点」とする。（自己採点表の配点合計は提出前に確実なチェックを行うこと）

- 5 本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者
6 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等

○添付資料

- ア 共同企業体協定書（様式第1号）
イ 共同企業体編成表（様式第2号）
ウ 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類
※橋梁関係の実績を求める場合は※1を追記
エ 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類
※橋梁関係の実績を求める場合は※1を追記
オ 営業所一覧表（様式第8号）
カ 総合評定値結果通知書の写し
※1 道路法上の道路及び一般車両を通行させるために設置された道路以外の道路橋示方書に基づき設計された橋梁については、道路橋示方書に基づき設計されたことがわかる設計図、構造計算書又は発注機関の証明書等を添付すること

注1) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等とは、以下のとおりである。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

注2) 申請者が共同企業体である場合は、「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」は

- ・ 共同企業体の名称
- ・ 共同企業体の代表者の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」
- ・ 共同企業体の代表者以外の構成員の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」を記載すること。ただし、申請者が経常建設共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」の記載を省略することができる。（※契約書では省略しないこと。）

エ 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類

※橋梁関係の実績を求める場合は※1を追記

オ 営業所一覧表（様式第8号）

カ 総合評定値結果通知書の写し

※1 道路法上の道路及び一般車両を通行させるために設置された道路以外の道路橋示方書に基づき設計された橋梁については、道路橋示方書に基づき設計されたことがわかる設計図、構造計算書又は発注機関の証明書等を添付すること。

注1) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等とは、以下のとおりである。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

注2) 申請者が共同企業体である場合は、「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」は

- ・ 共同企業体の名称
- ・ 共同企業体の代表者の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」
- ・ 共同企業体の代表者以外の構成員の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」を記載すること。ただし、申請者が経常建設共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の「所在地」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」の記載を省略することができる。（※ 契約書では省略しないこと。）

(様式第1号)

〇〇建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、〇〇〇〇建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 ○〇 %

〇〇建設株式会社 ○〇 %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

- 2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。
- 4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳ひょう類を作成しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、建設工事請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日ま

では脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を残存構成員が有している出資の割合に分割し、これを第8条に規定する割合に加えた額とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、第17条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第18条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第19条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

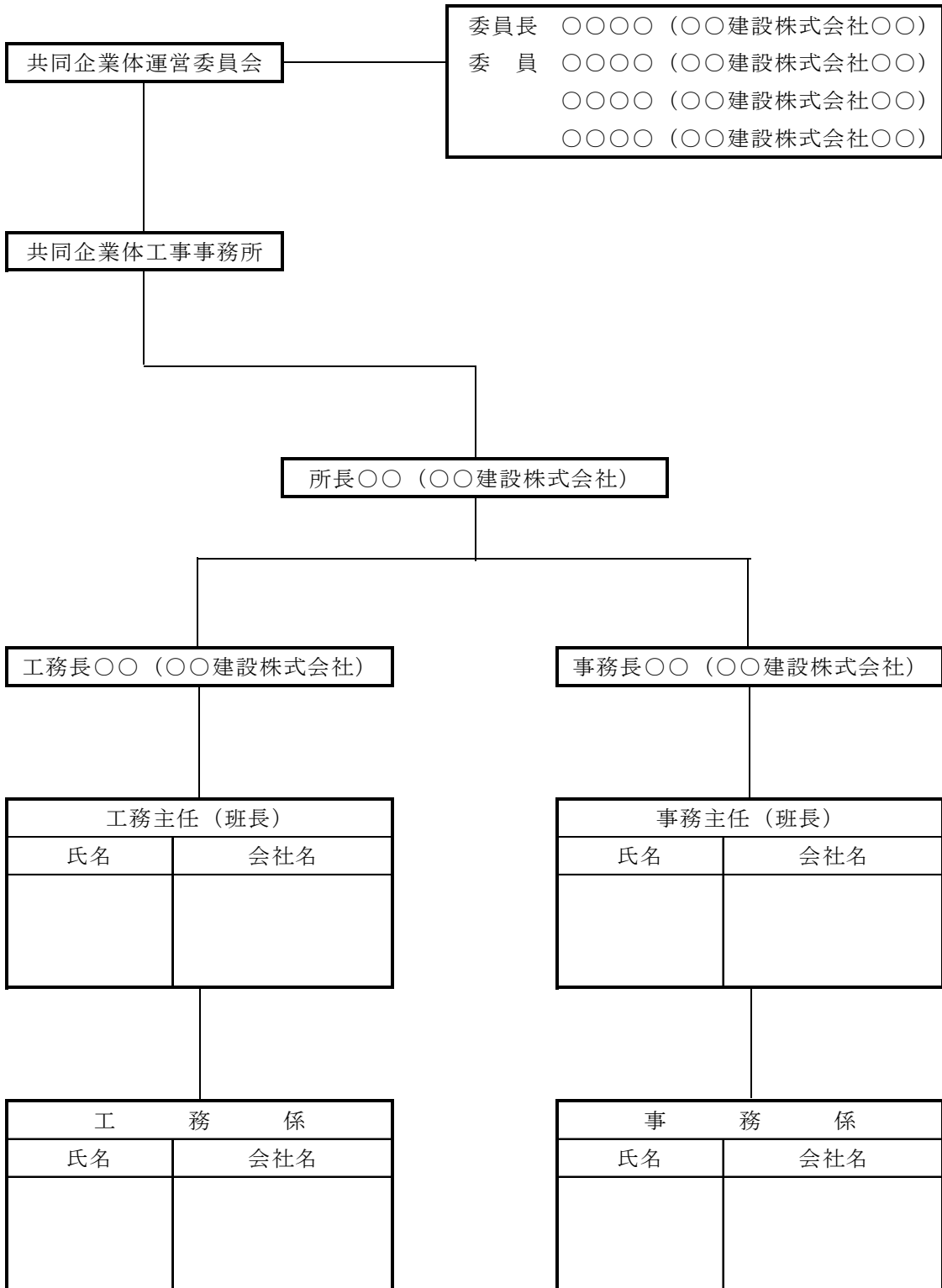
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(様式第2号)

〇〇建設共同企業体編成表



※該当するものに○を付けてください

	入札参加資格に使用
	総合評価に使用
	入札参加資格・総合評価に使用

同種工事の施工実績調書

建設業者名： _____

工 事 名			
施 工 場 所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施 工 場 所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施 工 場 所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

※入札参加資格用と総合評価用で異なる施工実績を使用する場合は、別々に作成して提出してください

※該当するものに○を付けてください

	入札参加資格に使用
	総合評価に使用
	入札参加資格・総合評価に使用

配置予定技術者調書

建設業者名： _____

配置予定者の氏名		生年月日	
雇用期間	年 月 日～現在	法令による 資格・免許	
最終学歴		取得時期	年 月 日

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			

※入札参加資格用と総合評価用で異なる施工実績を使用する場合は、別々に作成して提出してください

※該当するものに○を付けてください

	入札参加資格に使用
	総合評価に使用
	入札参加資格・総合評価に使用

営 業 所 一 覧 表

建設業者名： _____

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業		所 在 地	電 話 番 号
	特 定	一 般		
(本 店)				
(支店・営業所)				
(佐賀県内の工場)				

同種工事の施工実績調書の作成要領

1 同種工事の施工実績調書については以下に留意のうえ作成すること。

1) 様式第6号（同種工事の施工実績調書）により記入すること。

・国内における元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績について、3件を上限として記入すること。

・発注工種が法面、地すべり、アンカー工の場合は、公共工事の施工実績に限る。公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。

ただし、PC橋上部工工事（下部工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、構成員のうち代表者としての施工実績に限る。

・経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

・経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

・事実を証する資料として、工事の内容（最終契約数量）が確認できる以下のいずれかの書類を提出すること。なお、以下の書類で明確に確認できない場合は、適宜図面や数量総括表などを添付すること。

① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）

2,500万円以下の簡易コリズは最終の契約内容が確認できないため不可とする。

ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。

② 契約書の写し及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

配置予定技術者調書の作成要領

1 配置予定技術者調書については以下に留意のうえ作成すること。

1) 様式第7号（配置予定技術者調書）により記入すること。

2) 本工事を受注した場合に、主任（又は監理）技術者として配置する予定の技術者について記入すること。

・「法令による資格・免許」欄には、配置予定技術者の資格・免許について記載すること。

また、資格・免許保有を証する書類として、以下のいずれかの書類を提出すること。

① 監理技術者資格者証の写し

③ 検定合格証明書の写し・資格者証の写し

・国内における元請としての同種工事で、過去15年（平成〇〇年4月1日から当該案件の公告日までに竣工したもの）の施工実績について、3件を上限として記入すること。

・発注工種が法面、地すべり、アンカー工の場合は、公共工事の施工実績に限る。公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

・監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者として従事した工事の施工経験に限る。

・特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上に限る。

ただし、PC橋上部工工事（下部工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、構成員のうち代表者としての施工実績に限る。

- ・ 経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。
- ・ 事実を証する資料として、従事及び工事の内容（最終契約数量）が確認できる以下のいずれかの書類を提出すること。なお、以下の書類で明確に確認できない場合は、適宜図面や数量総括表などを添付すること。

- ① 登録内容確認書、又は工事カルテ受領書の写し（工事カルテ一式）
2,500万円以下の簡易コリズは最終の契約内容が確認できないため不可とする。
ただし、最終の契約内容が確認できる「登録内容確認書」については認める。
- ② 契約書の写し、配置予定技術者の従事及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）
- ③ 発注者の履行証明及び工事内容の分かる書類（設計書、仕様書等）

2 配置予定技術者調書提出時及び配置する場合等における注意事項は以下のとおりとする。

- ・ 配置予定技術者調書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補者を記入し提出できるが、この場合は複数の候補者のうち1名を必ず配置技術者として配置しなければならない。（上限は3名までとする。）

- ・ 実際の施工に当たって、配置予定技術者調書に記載された技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。この場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- ・ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として入札参加資格確認申請をすることについては、これら複数の工事のうち、一の工事を落札したことにより他の工事に当該配置予定の技術者を配置できなくなった場合に、入札参加資格確認申請の取下げを行う等により、他の工事に関わる入札に参加しないことを条件として認める。

- ・ 他工事に専任の主任技術者・監理技術者として配置している者を本工事の配置予定技術者として申請する場合は、本工事の契約予定日の前日（遅くとも現場に着手する前）までに、他工事の専任を外すことが確実（他工事の完成検査に合格する見込みが確実である等）であるものに限る。また、真にやむを得ない事情により本工事に配置ができなくなった場合は、入札の際に辞退届を電子入札システムで提出すること。

なお、落札決定後に配置予定技術者を配置できない状況となった場合は、指名停止措置や契約の解除等を行う。

- ・ 監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の1/2を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の1/2以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合は、施工経験として認める。

- ・ 配置予定技術者の従事期間についても記入すること。

別紙 1

入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表（例）
（総合評価標準型）

年 月 日

佐賀県県土整備部

入札・検査センター長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
所在地、商号及び名称

共同企業体構成員の
所在地、商号及び名称

貴県発注の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事の入札参加申請に伴う下記資料を別添のとおり提出します。

なお、入札参加資格確認申請書は、佐賀県電子入札システムに登録（提出）しました。
また、下記書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

<提出資料>

【入札参加資格に関する提出資料】

- ア 共同企業体協定書（様式第 1 号）
- イ 共同企業体編成表（様式第 2 号）
- ウ 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）及び事実を証する書類
- エ 配置予定技術者調書（様式第 7 号）及び経験を証する書類
- オ 営業所一覧表（様式第 8 号）
- カ 総合評定値結果通知書の写し

【総合評価落札方式に関する提出資料】

- 1 配置予定技術者調書（様式第 7 号）及び経験を証する書類
- 2 工事成績評定点調書（企業）（別紙 2－1）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類
- 3 近隣地域内工事の実績調書（別紙 3）及び事実を証する書類
- 4 技術提案書（別紙 4－2）
（技術提案書を作成せず発注者が示した標準案で施工する場合は意思表明書（別紙 4－3）を提出する）
- 5 防災協定調書（別紙 5）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 6 優良施工工事調書（別紙 7）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 7 継続教育調書（別紙 8）及び事実を証する書類
- 8 営業所一覧表（様式第 8 号）
- 9 自己採点表

別紙 1

入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表（例）
（総合評価簡易型）

年 月 日

佐賀県県土整備部
入札・検査センター長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

貴県発注の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事の入札参加申請に伴う下記資料を別添のとおり提出します。

なお、入札参加資格確認申請書は、佐賀県電子入札システムに登録（提出）しました。
また、下記書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

<提出資料>

【入札参加資格に関する提出資料】

- ア 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）及び事実を証する書類
- イ 配置予定技術者調書（様式第 7 号）及び経験を証する書類
- ウ 総合評定値結果通知書の写し

【総合評価落札方式に関する提出資料】

- 1 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）及び事実を証する書類
又は事前審査登録証の写し
- 2 配置予定技術者調書（様式第 7 号）及び経験を証する書類
- 3 工事成績評定点調書（企業）（別紙 2－1）、工事成績評定通知書の写し及び
事実を証する書類
又は事前審査登録証の写し
- 4 近隣地域内工事の実績調書（別紙 3）及び事実を証する書類
- 5 施工計画書（別紙 4－1－〇）
- 6 防災協定調書（別紙 5）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 7 優良施工工事調書（別紙 7）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 8 継続教育調書（別紙 8）及び事実を証する書類
- 9 自己採点表

別紙1

総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表
(自己採点型)

年 月 日

佐賀県県土整備部

入札・検査センター長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

貴県発注の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事の総合評価に伴う下記資料を別添のとおりに提出します。

なお、入札参加届は、佐賀県電子入札システムに登録（提出）しました。

また、下記書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

【総合評価落札方式に関する提出資料】

- 1 自己採点表（※）
- 2 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類
- 3 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類
- 4 工事成績評定点調書（企業）（別紙2-1）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類又は事前審査登録証の写し
- ※ 当該年度受注件数及び請負額調書（別紙2-3）及び事実を証する書類（※自己採点型 C、D、舗装B、造園のみ）
- ※ 最終請負額調書（別紙2-4）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類又は事前審査登録証の写し（※自己採点型 C、D、舗装B、造園のみ）
- 5 工事成績評定点調書（技術者）（別紙2-2）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類
- 6 近隣地域内工事の施工経験調書（別紙3）及び事実を証する書類
- 7 防災協定調書（別紙5）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 8 優良施工工事調書（別紙7）及び事実を証する書類、又は事前審査登録証の写し
- 9 継続教育調書（別紙8）及び事実を証する書類
- 10 本店所在地（工事の拠点）（別紙10）

※該当するものに○を付けてください

	入札参加資格に使用
	総合評価に使用
	入札参加資格・総合評価に使用

同種工事の施工実績調書

建設業者名： _____

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

・同じ工事カルテ、証明書等を、各様式に添付資料として提出する場合は、複数提出する必要なし。その場合は上記様式に資料の添付先を記入しておくこと。(重複していない場合は記載不要)

※該当するものに○を付けてください

<input type="checkbox"/>	入札参加資格に使用
<input type="checkbox"/>	総合評価に使用
<input type="checkbox"/>	入札参加資格・総合評価に使用

配置予定技術者調書

建設業者名： _____

配置予定者の氏名		生年月日	
雇用期間	年 月 日～現在	法令による 資格・免許	
最終学歴		取得時期	年 月 日

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			

・同じ工事カルテ、証明書等を、各様式毎に添付資料として提出する場合は、複数提出する必要なし。その場合は上記様式に資料の添付先を記入しておくこと。(重複していない場合は記載不要)

工事成績評定点調書（企業）

建設業者名：_____

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		評定点	
工事内容			
資料添付先			

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		評定点	
工事内容			
資料添付先			

工事名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工期		評定点	
工事内容			
資料添付先			

・同じ工事カルテ、証明書等を、各様式毎に添付資料として提出する場合は、複数提出する必要なし。その場合は上記様式に資料の添付先を記入しておくこと。（重複していない場合は記載不要）

工事成績評定点調書（技術者）

建設業者名：_____

配置予定者の氏名	
----------	--

工 事 名		発注機関名	
施工場所		契約金額	
工 期		従事役職	
従事期間		評定点	
工事内容			
資料添付先			

・同じ工事カルテ、証明書等を、各様式毎に添付資料として提出する場合は、複数提出する必要なし。
その場合は上記様式に資料の添付先を記入しておくこと。（重複していない場合は記載不要）

近隣地域内工事の施工経験調書

建設業者名： _____

配置予定者の氏名	
----------	--

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
資料添付先			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
資料添付先			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
従事期間		従事役職	
工事内容			
資料添付先			

・ 同一工事カルテ、証明書等を、各様式毎に添付資料として提出する場合は、複数提出する必要なし。その場合は上記様式に資料の添付先を記入しておくこと。(重複していない場合は記載不要)

施 工 計 画 書

○工程管理に係る技術的所見

工 事 名
会 社 名

課 題	
設 定 理 由	
	具 体 的 な 施 工 計 画
1. ○○○○について	
※この欄には、見出し等の記載を行わないこと	
2. ○○○○について	

施 工 計 画 書

○品質確保に係る技術的所見

工 事 名

会 社 名

課 題	
設 定 理 由	
	具 体 的 な 施 工 計 画
1. ○○○○について ※この欄には、見出し等の記載を行わないこと	
2. ○○○○について	

施 工 計 画 書

○施工上配慮すべき事項に係る技術的所見

工 事 名

会 社 名

施工上配慮すべき事項	<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 申請者が配慮すべき事項及び設定した理由について記入すること </div>
配慮事項の設定理由	
具 体 的 な 施 工 計 画	
1. ○○○○について	
2. ○○○○について	

技術提案書

建設業者名： _____

課 題	
-----	--

具体的な施工計画

なお、技術提案が適正と認められなかった場合には、

- ①標準案に基づき施工します。
- ②入札参加を辞退します。 注 1)

注 1) ①、②のいずれかを必ず丸印を記載する。技術提案が不採用で記載が無い場合は②と見なす。

注 2) 提案値を求めない技術提案事項については、提案値の記載は不要である。

注 3) 必要に応じ説明図表や関連資料を添付すること。

注 4) 必要に応じ行間及びページ数を増やすこと。

年 月 日

佐賀県県土整備部
入札・検査センター長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
所在地,建設業者名

共同企業体構成員の
所在地,建設業者名

標準案に基づく施工意思表明書

貴県発注の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事については、標準案に基づき施工します。

防災協定調書

商号又は名称 _____

協定書締結者名	
締結対象者名	

注1) 協定書の締結がある場合は、上記に締結者名、締結対象者名を記入すること。
 協定書締結者名には、土木事務所又は農林事務所等と協定を締結した者の名前を記入すること。

(例. ○○○○協会 ○○ ○○)

締結対象者名は、下表を参考に記入すること。

発注工種	締結対象者名
土木一式工事	土木事務所又は農林事務所
造園工事	佐賀県
建築一式工事	土木事務所又は農林事務所
港湾土木工事 (水上施工)	地域交流部港湾課又は農林水産部農山漁村課 土木事務所又は農林事務所

(添付資料)

- ・協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料 (締結者からの証明書、又は協定書+名簿の写し) を添付すること。

優良施工工事調書

建設業者名：_____

優良施工工事

表彰者	表彰年度	対象工事名

注1) 表彰者欄には、九州地方整備局長、佐賀県知事等を記入する。

(添付資料)

- ・「表彰状の写し」または「優良工事についての通知書及び添付一覧表の写し」を添付すること。
- ・併せて同一工種であることが分かるコリンズ等の資料を添付すること。

継続教育調書

建設業者名：_____

継続教育

対象者氏名	団体名	期 間	取得単位数

注1) 団体名には、(社)全国土木施工管理技士会連合会等の各種団体名を記入すること。

(添付資料)

- ・各団体推奨単位或いはその半数の取得が確認できる学習履歴証明書を提出すること。
- ・なお、CPD 技術者証の写しとインターネットでの検索結果の写し両方をもって学習履歴証明書に代えることができる。

施工機械の保有状況調書

建設業者名：_____

機械名称	規格・形式	管理番号 (車番号)	所有の別
			自社所有・リース

注1) 所有の別については、いずれかに○を付すこと

(添付資料)

- ・ 自社所有している場合は、佐賀県内の資材置場又は倉庫等に管理していること分かる管理場所の全景写真（場所が特定できる写真）と配置見取図、その所有を証明する機械管理台帳、固定資産台帳等及び写真（機械全景とナンバープレート等台帳と相関を示す写真とする）の写しを提出すること。
- ・ 長期間（3年以上連続）リースした実績があれば、その実績がわかる契約書等の写し等、事実を証する資料を添付すること。

本店所在地

建設業者名：_____

名 称	許可を受けた建設業		所 在 地	電話番号
	特 定	一 般		

※該当するものに○を付けてください

	入札参加資格に使用
	総合評価に使用
	入札参加資格・総合評価に使用

営 業 所 一 覧 表

建設業者名： _____

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業		所 在 地	電 話 番 号
	特 定	一 般		
(本 店)				
(支店・営業所)				
(佐賀県内の工場)				

12. 自己採点表の提出について

【標準型～特別簡易型】

【企業の施工能力】及び【配置予定技術者の能力】について、提出資料や加算点の相互確認を目的に、入札参加申請者自らが採点した「自己採点表」の提出を求める。

土木一式
県内特A

簡易型

自己採点表（〇〇建設機）

1. 総合評価の方法

総合評価は、基礎点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制の構築と施工内容の実現確実性を評価した施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点 + 加算点 + 施工体制評価点

評価値 = (技術評価点 / 入札価格)

なお、基礎点は100点、加算点は20点、施工体制評価点30点満点とし、評価値が最も高い者を落札者とするが、(要領第12条) 本案件は工事難易度が〇であるため、加算点が〇点以上は〇点で上限値設定とする。

工事難易度Ⅰ 加算点が15点以上は15点で上限値設定

工事難易度Ⅱ、Ⅲ 加算点が17点以上は17点で上限値設定

※要領とは、佐賀県建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領をいう。

2. 技術評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点	自己採点
【企業の施工能力】	6.0			4.1
同種工事の施工実績(注1)	1.0	公共工事での施工実績が〇件以上	1.0	1.0
佐賀県内における過去10年間の同種工事を元請けとして施工した実績		〇件～〇件	0.5	
		上記以外	0.0	
工事成績(注1、2-1、-2)	3.0	80点以上	3.0	
佐賀県発注工事で過去3年間における同一工種の工事成績評定点の平均点		評定点が1点加算されるごとに評価点を0.3加算する	1点毎に+0.3	2.1
		71点	0.3	
		70点以下	0.0	
地域貢献度	1.0	当該土木事務所管内での協定書に基づく活動の実績が有る	1.0	1.0
防災協定		上記以外の管内での活動の実績が有る	0.5	
協定書に基づく活動の実績(注3)		活動実績無し	0.0	
優良施工工事(注1、4)	1.0	優良施工業者表彰、優良工事表彰、安全施工業者表彰	1.0	
同一工種で過去1年間に佐賀県又は九州内の国の機関からの表彰経験		上記以外	0.0	
【配置予定技術者の能力】	5.0			4.0
同種工事の施工経験(注1、5)	2.0	主任(監理)技術者、現場代理人としての公共工事での施工経験が〇件以上	2.0	
国内における過去10年間の同種工事の技術資格を有する施工経験		〇件～〇件	1.0	1.0
		上記以外	0.0	
近隣地域内工事の実績(注1、5、6)	1.0	主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工実績〇件以上	1.0	1.0
近隣地域内における過去5年間の同一工種の技術資格を有する施工実績		〇件～〇件	0.5	
		上記以外	0.0	
配置予定技術者の資格(注7)	1.0	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格有	1.0	1.0
配置予定技術者の保有する資格		上記以外	0.0	
継続教育の状況	1.0	所定の期間内に継続教育の単位を各団体推奨単位以上取得している	1.0	1.0
配置予定技術者の継続教育の取組状況		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5	
		上記以外	0.0	
【簡易な施工計画】(注8)	9.0			
工程管理に係る技術的所見				
品質管理に係る技術的所見				
施工上の課題に対する技術的所見				
施工上配慮すべき事項				
【配点合計】	20.0			8.1

〇自己採点表の提出について

【企業の施工能力】及び【配置予定技術者の能力】について、提出資料や加算点の相互確認を目的に、入札参加申請者自らが採点した「自己採点表」の提出を求める。

提出方法

①当様式の自己採点表(〇〇建設機)を自社名に打ちかえる。

↓
②各評価項目について該当する評価点を入力する。

↓
③印刷を行い提出資料に添付して送付する。

記入にあたっての注意事項

・各評価項目について該当する評価点を入力すること。

・配置予定技術者について複数で参加申請する場合は、評価が最も低い者で記入する。

・經常建設共同企業体で参加申請する場合の配置予定技術者は、評価の高い者で記入する。

※ 記入例については、総合評価の手引きを参照のこと

【自己採点型（B、C、D、舗装、舗装B、法面、地すべり、造園）】

自己採点表の提出が無い場合、宛名・所在地・商号又は名称・代表者氏名・工事名の全てが空欄の場合は、失格となるため、必ず提出すること。

自己採点表

佐賀県県土整備部
入札・検査センター長 様

所在地: ○○県○○市○○

商号又は名称: ○○建設会社

代表者氏名: 取締役○○○○

工事名: ○○第○○○○号 ○○○○○工事(○○)

技術評価点

評価項目	自己採点	評価結果		
		根拠等		根拠等
企業の施工能力	△△			
同種工事の施工実績	○○	有・無		
工事成績 ※平均値は少数第1位を四捨五入	○○	△△件 ○○点		
手持ち工事(a+b)※1	○○		※C、D、舗装B、 造園のみ	
a手持ち工事件数	××	△△件		
b手持ち工事量比率	××	○.○		
地域貢献度(a+b)	○○			
a防災協定	××			
b工事の拠点の状況	××			
優良施工工事	○○			
配置予定技術者の能力	△△			
同種工事の施工経験	○○	有・無		
工事成績	○○	○○点		
近隣地域内工事の施工経験	○○	有・無		
配置予定技術者の資格	○○			
継続教育の状況	○○			
配点合計	□□			

※「評価結果」欄は、落札者を決定する際に使用するため、記入しないこと。

総合評価関係	施工体制確認型の有無	有	
	施工体制ヒアリング日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) まで	
	施工体制ヒアリング場所	入札・検査センター	
	追加提出資料期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 16時 まで	
その他	低入札調査価格	有	
	再資源化	有	
	重複発注		
	入札の中止		
	自社施工	有	
	自社施工対象工種	〇〇〇〇工	
落札後の契約手続き	〇〇土木事務所	住所	〇〇市〇〇町〇〇
		電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	契約書提出期限	落札決定日から5日以内 (土・日・祝日を除く)	
	契約保証金提出期限	落札決定日から5日以内 (土・日・祝日を除く)	
	工程表提出期限	契約締結日から5日以内 (土・日・祝日を除く)	
	着工届提出期限	着工後5日以内	